

1. 議事日程（令和4年第2回北広島町議会定例会）

令和4年6月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|-------|--|
| 伊藤立真 | ①町内の文化関連資源と施設の活用促進を
②防災・災害対応への備えは進んでいるか |
| 中村忍 | ①安心安全で公平で納得のいく通学対策を
②暮らしの中の図書館の充実を願って |
| 山形しのぶ | 町民の健康促進のためにできることを |
| 梅尾泰文 | 一級河川にある可動堰は誰の所有か |
| 服部泰征 | ①北広島町におけるDX戦略の進捗は
②公共料金の値上げはあるのか |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 6番 山形しのぶ |
| 7番 美濃孝二 | 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 |
| 10番 服部泰征 | 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深

農林課長 宮地 弥 樹 商工観光課長 中川 克 也 建設課長 竹下 秀 樹
上下水道課長 寺川 浩 郎 消防長 日田 靖 成 学校教育課長 植田 伸 二
生涯学習課長 小椿 治 之 会計管理者 細 居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江 議会事務局 田邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会においては省エネ・節電対策の取組の一環として、服装をクールビズに努めることとしております。暑い方は上着を取っていただいても結構です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては、簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。水不足を心配する声はずっとありました。ようやく今日、ひよっとしたら梅雨入りするかもしれないということで、ちょっと気持ち的には安堵しておりますが、やや遅いかなというふうな気持ちでおります。今日は、さきに通告しております町内の文化関連資源と施設の活用促進、それと防災・災害対応への備えは進んでいるかという2点について質問をしてみたいです。まず、1つ目、町内の文化関連資源と施設の活用促進ということで伺ってまいります。北広島町では、将来に向けたまちづくりについて様々な取組をしております。スポーツをキーワードにしたまちづくりやスマートテロワール、観光DMO、まちづくり会社はなえーの設立などなどあります。また、住みよいまちづくりという視

点では、子どもたちへの医療費助成なども上げることができます。こうした魅力ある北広島町とするための将来に向けた取組はどれをとっても重要なものと私は受け止めております。中でも観光という視点で見たときに、昭和8年に八幡高原に植物採集のため訪れた日本の植物分類学の父と称される高知県出身の牧野富太郎博士をモデルにしたNHK連続テレビ小説が2023年春からの放送予定ということもあり、いわゆる聖地巡礼の一つとして北広島町を訪れる方も増えるんじゃないかというふうにも思っております。このように北広島町を訪れる方にこの町を知っていただく、また、北広島町に住む人については、町について改めて振り返ってみるというふうな思いから、今回は、町内各地域にある歴史や郷土芸能、民具といった地域文化、所蔵絵画など文化関連資源と施設について、その実態や活用について質問を進めていきます。1つ目ですけども、町内の文化関連施設について、設置及び管理条例から調べてみました。教育委員会が管理する芸北地域の芸北民俗博物館、美和郷土館、大朝地域の図書館内にある大朝郷土資料室、千代田地域の芸北民俗芸能保存伝承館、千代田歴史民俗資料館、古保利薬師収蔵庫・山門、川東はやし田用具収蔵庫、上本家(旧石橋家)住宅、万徳院跡歴史公園・ガイダンス施設、豊平地域の吉川元春館跡歴史公園・ガイダンス施設、指定管理者が管理する芸北高原の自然館、豊平総合運動公園内にある歴史民俗資料館、絵画展示館(槇の館)、この13施設で漏れはないでしょうか。確認します。

○議長(湊俊文) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小椿治之) 議員おっしゃるとおり、間違いございません。

○議長(湊俊文) 伊藤議員。

○2番(伊藤立真) 間違いないということで、13施設ですね。これらの文化関連施設の休館日も調べてみました。条例では、芸北民俗芸能保存伝承館、千代田歴史民俗資料館、古保利薬師収蔵庫・山門、万徳院跡歴史公園・ガイダンス施設、吉川元春館跡歴史公園・ガイダンス施設、この5施設については、月曜日と12月28日から翌年1月4日が休館日となっています。上本家(旧石橋家)住宅は、水曜日、土曜日及び12月28日から翌年1月4日が休館日、川東はやし田用具収蔵庫は、土曜日、日曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日までが休館日で、予約時のみ開館する。芸北民俗博物館は、12月から翌年4月まで休館で、開館日は、金曜日、土曜日、日曜日及び休日、美和郷土館は、土曜日、日曜日、休日及び12月から翌年3月までが休館日で、予約時のみの開館、大朝郷土資料室は、月曜日、祝日と12月29日から翌年1月3日が休館日となっています。芸北高原の自然館は、休館日の明記は見当たりませんでした。豊平総合運動公園内の歴史民俗資料館、絵画展示館(槇の館)は、月曜から金曜までと、12月29日から翌年1月3日が休館日となっています。この施設については、要は土曜、日曜が開館日ということになろうかと思えます。このことで変更などはありますか。伺います。

○議長(湊俊文) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小椿治之) おおむねそのとおりでございますが、上本家(旧石橋家)住宅の休館日につきましては、水曜日、土曜日以外及び12月28日から翌年1月4日に加え、1月と2月は土曜日も休館となります。芸北高原の自然館につきましては、11月26日から翌年4月24日まで冬季休館で、それ以外に火曜日が休館日でございます。

○議長(湊俊文) 伊藤議員。

○2番(伊藤立真) 豊平総合運動公園内の歴史民俗資料館、絵画展示館(槇の館)は、コロナ禍

以前から開館している様子がありませんが、いつから閉館しておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 先ほど議員がおっしゃいました施設は、豊平運動公園で一括で指定管理で預かっている施設でございます。ご希望がありましたら、開けていただくような体制になっていると伺っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 指定管理でということなんですね。北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例、この中で、施設等の利用等については、第6条で、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て利用時間を変更できるとあり、施設の休館日等については、第7条で、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日以外の日において施設等の全部もしくは一部を臨時に休館し、または、休館日において、施設等の全部もしくは一部を臨時に使用させることができるとありますが、ここにいう、町長の承認とはどういった内容だったのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） 豊平支所より、豊平の運動公園内にあります施設についてお答えいたします。歴史民俗資料館及び絵画展示館（榎の館）でございますが、現在いずれも休館中でございます。町長の承認という流れとしましては、指定管理者のほうから、文書で、休館をしたいという文書が出て、それに対して承認するという文書のやりとりがあって、承認を得るという行為につながるというふうに行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 文書によってということなので、その文書は当然あると思いますし、今、この2つの施設の前には、コロナ禍なので休館しますというふうな表示がされております。これもそういった申し出があって表示がされてるという理解でよろしいですか。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） コロナの原因によるものと、もう一つ、歴史民俗資料館につきましては、建物の老朽化によりまして、外壁や軒天の剥離、欠落が生じておりまして、修繕を行わないと利用に供することが難しいという判断も含めての判断でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど話のあった歴史民俗資料館前にも同じように、コロナ禍で閉館しますというふうな表示がされているのを確認しておりますので、施設が危険だから入れませんというふうな表示はないと、してないよということだけは、お伝えをしておこうと思います。これらの文化施設の入館料について伺ってまいりますけども、条例では、芸北民俗芸能保存伝承館、川東はやし田用具収蔵庫、芸北民俗博物館、美和郷土館は、今年3月の条例改正で無料となっております。千代田歴史民俗資料館、古保利薬師収蔵庫、吉川元春歴史公園・ガイダンス施設は、大人300円、高校生100円、小・中学生無料、上本家（旧石橋家）住宅、万徳院跡歴史公園・ガイダンス施設、大朝郷土資料室、芸北高原の自然館、歴史民俗資料館、絵画展示館（榎の館）は、金額の明記が見つかりませんでした。間違いはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 間違いございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 2番（伊藤立真） 間違いがないということなんで、ちょっと深掘りできるところが一つあるのでお伺いしますが、北広島町の豊平総合運動公園設置及び管理条例によりますと、利用料金等については、第10条第1項で、利用者は、利用料金等の納付をしなければならないとあり、第2項で、利用料金は指定管理者が町長の承認を得て定めるとあります。絵画展示館（槇の館）については、入場料100円という表記が残っていますが、これは条例との整合性、どのように受け止めたらよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 入り口に看板、議員がおっしゃいましたように表示がございますが、その下に、ふれあい公園豊平と書いてございますので、旧豊平町で徴収をされていたのではないかと思います。現在は取っておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） そういうことであれば、先ほど、要望があれば中に入れるよというふうなお答えもあったと思うんですけども、そういった表示についてもちょっと整理をしておく必要があるのかなというふうに思います。これらの施設ごとのコロナ禍前の令和元年度と令和3年度の施設の利用者、来場者数を伺ってみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） お手元にお示しをさせていただいておりますNo.1、一般質問、町内の文化関連資源と施設の活用推進をという資料をご覧くださいと思います。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 資料をということで、手元に渡していただいたもの見えます。施設の入館料の収入と管理運営費も次の質問で問う気でおりましたので、この一覧表見ますと、入館者数、入場料の徴収額、管理運営経費それぞれ表にまとめていただいています。この数字から見ると、令和元年度の入館者数、これが積算で1万9561名、令和3年度になりますと、これが1万729名ということで、コロナ禍の影響ということもあるんでしょう。入館料の収入額、これも令和元年度は80万9050円、令和3年度は45万3950円というふうな表示になっております。管理運営経費については、令和元年度1769万1176円、これ合計額です。令和3年度は1783万336円というふうな表示があります。これらの多くの施設、これだけの運営経費がかかっているということ、もっともっとたくさんの方に利用していただきたいなという思いがしているわけです。せっかくこれだけ費用かける、実はもっとかかっているのかなと私は思っていました。広大な施設の維持管理大変だと思えますけども、これらをもっともっと利用していただきたいなという思いで今回の質問をさせてもらってます。それぞれ経費の内訳、全部読み上げると大変な時間がかかるので、合計額だけで提示いただいた資料を紹介しましたが、管理運営経費の具体的な内訳について、特に挙げるものがあれば、お伺いしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小椿治之） 特に挙げさせていただく部分はございませんが、主には委託料とか設備の点検等の委託料が含まれております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 管理を全て教育委員会のほうですするというのも大変難しい状況というのもお伺いしてますし、委託料、あるいは点検料も必要ということも理解ができます。

昨年9月の一般質問、私がさせていただいた一般質問の中で、吉川元春館跡歴史公園建物の修繕維持と活用ということでお伺いをさせていただいております。台所建物の屋根がひどく傷んでますよねというふうな質問をさせていただきましたけども、その後、公園建物屋根の応急処置が早速に行われました。同じように、早急に修繕が必要なものがあるんじゃないかと、先ほど豊平支所長の話にもありました。危険なぐらい、修繕が必要なぐらい建物がよくないんだよというふうなお話がありましたけども、そういったこと含め、それぞれの施設建物の現状、これと収容物の整理、あるいは展示状況についてお伺いをします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 修繕が必要な箇所につきましては、主には芸北民俗博物館の上り口道路と、上本家住宅の茅葺き屋根と考えております。収容物の整理につきましては、台帳整理を行いながら、状態を確認しておる状況でございます。展示状況につきましては、随時常設展示以外に企画展を行っております。現在は、戦国の庭歴史館で、「吉川興経首塚を掘る」と「国宝狐ヶ崎を写す」を行っております。また、6月12日までは、芸北民俗芸能保存伝承館で、「花田植. いま. むかし」を行っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 収容物の有効利用ということで展示もされる、企画展示もされる、こういった取組は、とても大事だと思いますし、町内外の方たくさんの方に訪れていただくようなアナウンスをしっかりと行っていただいたらなというふうに思っております。修繕を必要とする建物のお話も伺いましたけども、こういった修繕を必要とする施設、どういふふうに対応していくか、先ほどお話もありましたけど、この点についてもう一度確認をさせてください。どういふふうに対応していくように考えていらっしゃいますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 利用の状況も確認をさせていただきながら、お金が要ることございますので、内部で相談をさせていただきつつ、できることからやらせていただければと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） どうしても修繕には経費がかかる、いくら交付金等々があるにしろ、町の財政に影響してくるということも十分承知しておりますけども、先ほど申し上げた、吉川元春館跡の屋根修理についても大きな費用がかかるというふうな話も前回お伺いもしてますし、計画的に資源が維持されるように取組をしていただきたいというふうに思います。さて、条例に記載されているそれぞれの収容物、これを見ますと、農具や民具関連が数か所に点在をしているというふうに思います。今回改めて、施設を行ける所は行って見ました。見学できなかった箇所もあるんですけども、分かりやすい展示や解説もあって、地域の歴史を感じ取ることができました。行ってみると、皆さん、もうご存じでしょうけど、こういった立派なパンフレットもそこそこに置いてあって、訪れた方が関連の施設を知ることできる環境も整っているというふうに見させていただきました。ただ一方、収蔵物そのものが十分に活用されていないんじゃないかなというふうな感想を持つ箇所も何件かありました。民具・農具といったところ、例えば比較展示ができるようなことができれば、この町内の地域ごとの文化の違いも1か所で見れそうで、大変興味深いものになるんじゃないかなというふうに感じたりもしています。こういったものの整理・集約をして展示することは無理なんでしょうか。また、収容物の記載はあり

ませんけども、町内には絵画や書など美術関連所有物もあると思います。これらも整理して展示に向けて取り組む考えはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） まず、展示のほうで説明させてください。全てではありませんが、農具・民具をまとめ、春夏秋冬の民俗芸能や生活道具の展示を行っておりますのが芸北民俗芸能保存伝承館です。美術関連の展示につきましては、昨年度、「北広島町収蔵作品展」、「追悼はらみちを展」を行っており、今後も続けていきたいと考えております。また、まちづくりセンター主催で、絵画の展示も行われているところでございます。議員がおっしゃいました集約してというところでございますが、量が結構ございますので、そこら辺は慎重に検討をしていくことが必要だと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 集約が、量があるから難しいというのは想像できます。結構同じような民具・農具が各所に、同じ物が展示もされたりというふうなこともあったので、そういうふうことも分かるんですけども、整理という意味で、取組をさせていただいたらいいかなというふうにも感じております。北広島町には、民泊等も併せて県外、あるいは町外から子どもたちが訪れております。地域の様々な文化・歴史を知ってもらう場として、施設の活用をどのように進めていくのか、それぞれの文化関連資源の継承や保存、各分野、民具・農具のこともあるでしょうし、伝統芸能のこともあると思います。それぞれのナビゲーター、説明員の方、観光分野との連携などについて、現状と、これからどうしていったらいいかなというふうなお考えがあれば、それを伺ってきたいと思います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 町内外を問わず、小・中・高等学校の児童生徒に対し、活用を促して、地域の歴史・文化、自然を学ぶ場を増やしていきたいと考えております。芸北高原の自然館につきましては、既に多く利用されておりますので、続いて戦国の庭歴史館を中心にした体験学習活動を通じ、北広島町への愛着心を醸成し、ボランティアガイドの担い手発掘等につなげていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 前向きというふうには受け取らせていただきますけど、もっともっと積極的に進めたいと思います。美和の郷土館、ちょっと訪ねた時に、あそこにたたら展示がずっとしてあるんですね。これ町内の施設の中で、唯一あそこだけだと思うんです、私が知る限り。そういったこと、とても大事にしていかなくちゃいけないことなのかなというふうにも思いますし、そういったものを活用する手段、これらを課を飛び越えて、商工観光等とも連携しながら、この資源を積極的に活用するような手だてをお願いをしたいなというふうに思います。取組を期待しておきます。町内の文化関連資源と施設の活用促進ということで、現在の状況なり今後の考えを伺ってまいりました。本当に何度も申し上げますけども、多くの収容物が少しでもこの町を知っていただくために、もっと活用してもらいたいというふうな思いで私はおりますので、これからはできる限りの取組を期待しております。では、次に2つ目の質問に移ってまいります。防災・災害対応への備えは進んでいるかということで伺ってまいります。昨年の豪雨災害からもうすぐ1年になります。懸命に復旧作業が進められておりますけども、農作物栽培を諦めざるを得ない、いまだに手つかずの箇所もあるなど、改めて災害の大き

さを実感しているところです。今年の4月に平成28年熊本地震災害への対応等、教訓について、元熊本市危機管理監から、また、昨年7月の熱海市の土石流災害における対応と取組について、熱海市議会議長の講演や事例発表を受講する機会がありました。毎年のように災害に見舞われる本町において、災害発生時に備えた業務継続計画、これBCPというふうに略して言うようですが、この重要性を認識したとともに、対応に役立てられるのではないかと思うような案件がいくらかありました。柔軟かつ有効に対応できる危機管理体制を平時から整えておくべきと強く感じております。昨年12月の一般質問で、豪雨災害の検証について質問した際に、平常時・災害時に円滑な対応ができるよう努めると答弁があり、また、災害ボランティア運営について、課題を整理しておく必要があると回答をいただいております。これらの進捗状況を確認しておくことも柔軟かつ有効に対応できる危機管理体制の整備につながると考えております。そこで、昨年7月付になっております北広島町地域防災計画基本編の中から、前回質問しましたことに関連して、ポイントを絞って質問させていただきます。まず、北広島町地域防災計画基本編の第1章第1節、防災計画の作成の目的では、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするとあります。災害時に円滑な対応をするためには、災害発生時を想定した訓練が重要だと、実際に大規模災害を経験した方が話をされています。第2章第4節、住民の防災活動の促進に関する計画のうち、防災訓練について、19事項の実施内容が挙げられていますが、実際に訓練の実施はどれぐらいできているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それでは、ご質問の地域防災計画に掲げます19項目のことについて、危機管理課からお答えをいたします。地域防災計画に示されております19項目は、防災に関する各機関との訓練項目も含まれてございます。内容について少しお話ししますと、訓練及び研修については、町職員訓練として、災害情報配信、避難所開設運営、それから緊急地震速報、これJアラートを活用してですが、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動で、災害時の連絡体制訓練としては、県や気象台などと連携・伝達訓練を行っております。また、自衛隊派遣要請、食料供給、給水活動、緊急道路の確保ほか市町との応援要請、緊急物資の輸送の確保確認などを年度初めに行っておるところでございます。そして消防署・消防団では、消防広域応援、消火活動、水防活動訓練、非常無線通信、消防広報、救護、行方不明者の捜索活動、山岳遭難者の救助、避難救助、それから非常招集などの訓練及び研修を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 実際に訓練が行われているというふうな状況をお知らせいただきましたけども、町は訓練実施結果に基づいて評価、検討を行って、防災体制の改善に反映させるものというふうなこともありますけども、これらの中で改善に結びついたものがありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 各種訓練後の検討、改善については、過去の災害の教訓、国や県の方針などを基に随時改善を行っております。情報の取りまとめ方法や各機関の応援要請については、復旧・復興につなげるため、データのまとめ方や応援要請の手順について改善を行っております。職員初動マニュアルについては、訓練及び実災害で確認できた役割分担や招集体制などの見直しを毎年のように行っておるところでございます。避難情報配信の訓練による検証か

ら、連絡体制整備や避難情報配信のマニュアルを変更しており、昨年から気象警報が発令され、気象悪化が見込まれる時には、広島県危機管理課と県内自治体をオンラインで24時間結び、気象情報の解説や相互意見交換を行い、早期で適正な避難情報の発令ができる体制としております。また、それに合わせて、この町役場本庁と支所とも同時にオンラインで相互連絡を取れる体制をつくって情報共有を行っております。その他、随時検証し、改善を行うものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） るる改善をされている状況をお知らせをいただきました。ちょっと安心をしているところもあります。実は関連して、具体的な改善内容について伺うつもりでございましたけども、今、具体的な内容も一定程度お知らせをいただいたので、次の質問に移ります。第3章、災害応急対策計画、第2節第4項、住民等の避難誘導に関する計画では、伝達方法で、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ、または、直接住民へ伝達し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図るとあり、避難指示等の発令、伝達マニュアルの作成では、どの地域の誰に、どのような手順でどのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の判断、伝達マニュアルを作成するとあります。どのようなマニュアルが作成され、どこに配布をされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） このマニュアルでございますが、平成22年3月に制定し、最新修正は、令和3年6月9日、それまでに9回の修正を行っております。このマニュアルですが、町職員が判断し、伝達するマニュアルとして、町職員のうち危機管理課を中心に、確認し、活用するもので、一般の方には配布をしておりません。また、内容については、職員が避難指示などを配信する内容のマニュアルで、1番として、避難情報と居住者が取るべき行動、2番として、避難行動のイメージ、3番として、避難情報発令の基準、4番として、情報の入手・分析、5番として、情報伝達の方法でございます。どのタイミングで避難情報を発令するから、情報の入手・分析の方法、音声方法の内容を分かりやすくまとめており、見やすく活用できるマニュアルとなっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 見やすいマニュアルで、基本的に職員向けの配付というふうなお答えだったと思います。避難指示の判断、伝達マニュアルに基づいて速やかにその内容を情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ、直接住民へ伝達し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民への周知徹底を図ると書いてある部分の、この伝達方法について、実際に住民の方にどういふふうな伝達をしていこうということになっているのか。改めて具体的な説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難情報の伝達でございます。現在のところは、現在ちゅピCOMですが、音声告知放送、そして北広島情報アプリ、それから防災安全お知らせメール、それから防災電話サービス、これは固定電話に情報を届けるものでございますが、そちらが基本的なところで、もう1つは、広島県防災情報システム、こちらのほうに入力をしますと、避難所の開設であるとか、そういうものは民放のテレビでテロップで流れるようになっております。また、警戒レベル4になりますと避難指示でございますが、こちらのほうでは、エリアメール、

町内を走行されております携帯を持たれた運転手さんにも届きますが、エリアメールということで、登録をされなくても、携帯のほうに避難指示を届けるエリアメールという機能がございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 以前の質問の時にも、ご説明をいただいた告知放送であるとかアプリであるとかいうことも含めて、再度今回お答えをいただいて、特に今のエリアメールについては、携帯をお持ちの方については、かなり有効な手段になるのかなというふうに受け取りをさせていただきました。今度は、関連して、第3章、災害応急対策計画の第12節に自発的支援の受入れに関する計画の第1項、ボランティアの受入れ等に関する計画というのがあります。昨年の災害時のボランティアセンター運営の課題整理は、その後どうなっておりますでしょうか。また、課題は、ボランティア受入れ等に関する計画のどの部分に当たるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 昨年の災害ボランティアセンターの運営の課題・整理につきましては、社協と役場関係課が集まり検証を行っております。具体的には、災害ボランティアセンターと、町の災害対策本部との連携体制、災害ボランティアの募集、受入れ、ボランティアセンターでの物資調達、農地復旧、災害ごみの処分、被災場所の支援ニーズの把握などについて整理をしております。その中で、主な課題の一つとしまして、このたびの災害では、社協、役場関係課もそれぞれが災害対応に追われ、情報共有を十分に図ることができなかったことから、互いの進捗状況を把握しきれず、効率的な被災支援ができなかったことが挙げられます。こうした検証結果を踏まえ、今後の災害対応に生かしていきたいと考えております。また、この課題は、ボランティアの受入れ等に関する計画の第2項（4）エのボランティア関連情報の収集・発信及び第5項の災害情報等の提供に該当いたします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今の質問の課題解決のための具体的な方策も伺ってまいりたいと思いましたが、社協との情報共有ができてなかった。これを改善していこうというふうな回答もありましたので、これからこういった災害があった時に、これまでよりはちゃんとした対応が進められていくというふうなことを感じ取らせていただきました。災害があつてはならないんですけど、何かあった時に対応できるだけの準備、これは必ずしておかなければならないと思いますので、各課連携を取っていただいて、そういった災害に備えていただいたらなというふうな思いでおります。今回は、昨年12月の一般質問に関連をして北広島町地域防災計画基本編の中から関連するものについて、ポイント絞って質問させていただきました。この北広島町地域防災計画基本編、これ193ページにわたっておりますし、同じ計画の震災対策編は271ページにもなっております。すごいなと思っております。これが大体半分ぐらいのボリューム、なかなかこれを皆さん、多くの方が周知、理解してというのは厳しいかなというふうな思いもあるんですけども、大事なことが書いてあるので、しっかり私たちも見たいというふうに思います。災害発生時には通信インフラ、環境ですね。これが機能しているのか。防災計画どおりの体制維持ができていのかどうかやはり想定をしておく必要があるかと思っております。現在、大朝の図書館で防災に関する展示がされております。これらに加えて地域住民も参加しての防災訓練を実施するなど、町全体でさらなる防災意識を高める取組、防災・災害対応への備えが

進むよう期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。10時55分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。安心安全な通学対策についてと、暮らしの中の図書館の充実についての2件について質問いたします。さて、1点目の通学対策についてであります。質問の流れを分かりやすくさせていただくために順序を変えて質問させていただきます。質問順は、通告しておりました質問番号1番、3番、5番、4番、2番、6番の順に変更して行きますので、ご了解賜りますようお願いいたします。さて、それでは安心安全な通学対策について、2つの視点から質問を進めてまいります。1つ目の視点として、通学路の総点検による安全対策の推進について質問いたします。新年度を迎え、2か月余りが経過いたしました。地域の皆さんや見守り隊の方々の温かいまなごしを受けながら、大きなかばんを背負った初々しい小学校1年生をはじめ進級の喜びを感じている子どもたちの登校の列がとても新鮮に感じられます。こうした中、子どもたちの言動を見ておきますと、高学年となった子どもたちの相手を思いやる気持ちや利他の心が育っていく姿を数多く見受けることができ、心が温かくなってまいります。また、登校の列から自然に発せられる元気な挨拶の声で、すがすがしい気持ちにもさせられます。このようなすてきな空間で成長している子どもたちを支えるとともに、子どもたちの命を守っていくためには、町行政や周囲の関係者の努力によって、安心で安全な通学環境を整えていかなければなりません。さて、昨年6月、千葉県八街市で下校中の児童5名が飲酒運転の大型トラックにはねられて死傷した事故が生じいたしました。このことは多くの皆さんの心にしっかり刻まれていることと思います。この事故を受けて、全国では、見通しがよく、車の速度が上がりやすい道路、幹線道路の抜け道として大型車が多く利用している道路、保護者たちの改善要望がある道路など、新たな視点も含めて危険箇所を洗い出す通学路の緊急一斉点検が行われました。交通事故の危険箇所は、広島県内で1441か所、北広島町内においても33か所が挙げられました。通学路は、子どもたちが毎日登校等で利用するものですから、これを放置することはできません。以上のことを踏まえて、通学路の課題及び行政の対応のあり方について伺ってまいります。昨年度の通学路の緊急一斉点検で洗い出された危険箇所が町内で33か所挙げられておりますが、どのようなことが挙げられたのか、具体的に示してください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、児童生徒の安全確保を図るため、平成26年7月に北広

島町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、道路管理者、警察、行政、学校が合同で通学路の危険箇所点検を行っております。33か所の内訳は、道路に関するものが29件、危険空き家に関するものが2件、除雪・落雪に関するものが2件です。その内容としましては、横断歩道、信号機の設置要望、道路の修繕・拡幅、歩道設置等の改修工事要望、側溝への転落防止柵設置要望、ガードレール修理依頼、道路標識設置要望、草刈り要望をされている箇所が危険注意箇所となっています。より詳しい内容は、町のホームページに掲載しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 緊急一斉点検で危険箇所として挙げられた、ただいま申しいただきました33か所の通学路の安全対策は、現在どの程度改善されていますか。安全対策がなされた箇所では、具体的にどんな対応策を取られたのか伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 具体的な改善につながったものが12件、取組中のものが21件です。具体的な対応につきましては、危険空き家と積雪、落雪の対応は、除雪撤去により安全対策を確保しました。道路に関するものにつきましては、道路の草刈り、ガードレールの修理、ガードパイプの設置、警察によるパトロールの強化などの対応を行いました。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） まだ取組中であるというものもあるというふうにお伺いをいたしました。安全対策が今完了できていない箇所について伺います。なぜ対応ができていないのか、完了できないのか、その理由についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 対応できていないものは、横断歩道、信号機の設置と、道路改良です。理由としましては、横断歩道、信号機の設置については、公安委員会の設置基準に照らし、該当とならない。道路改良が必要な箇所については、優先順位をつけながら改良されるため、早期の道路改良対応ができてないためです。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 公安委員会へ申し出なければいけないこと、また、設置基準等もあるということをお伺いしました。町内の通学路、私が見て歩いた中で、一番よく整備されているなど思うのは壬生小学校付近です。30キロ制限をきちっと設置して、きれいに整備されているなどというのは感じております。しかし、あちらこちらでまだまだ線が随分薄くなったりとか、色あせているなどというところを感じるものがあります。そういう意味で、まだまだ今後も継続して取り組んでいかなければならないものが多いのではないかとこのように受け止めております。さて、旧南方小学校区の事案でございますが、通学路の歩道やバスに乗り降りするための安全な場所の確保ができていないため、自宅からバスに乗車するまでの道を迂回している子どもたちがいる地域がございます。さらに県道を走る車の交通量は極めて多く、制限速度は40キロというふうに示されておりますが、それを超える車も多いように感じております。横断歩道や運転手に減速を促す手だてもなく、その道を横断することが容易ではない子どもたちもいるように思います。こうした状況について、早期の改善を求めますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 通学路の状況によっては迂回するケースも必要であると考えております。横断歩道や信号機の設置については、先ほど申し上げたとおりでございますが、適切な

通学指導を行うとともに、警察によるパトロールの強化や地域の通学見守り隊の皆様のご協力など、道路標識設置に向けた道路管理者の協力も含め、可能な限り児童生徒の安全な通学を確保してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 通学路の迂回についてでございますが、これは私は、反対でもなければ賛成でもない部分がございますが、迂回をするというのは、一時的に危険を回避するための手段でありまして、何らかの改善を図れば、その迂回は別な方法で改善されるものと思っています。例えば歩道をきっちり整備するとか、バスの待合所をきっちりええ具合につくるとか、そういうことをすれば迂回する必要もなくなるわけでありまして、ですから、根本的な解決にはならないと思うんですが、その辺について、どのようにご理解いただいているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 道路改良を伴うものにつきましては、先ほど申し上げたとおりです。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） さて、対応策が取られた箇所をはじめとして、町内の通学路の点検ですが、これは毎年やっておられることだと思うんですが、どのように行っておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 冒頭申しました交通安全プログラムの方法によって実施しております。通学路の危険箇所点検の結果につきましては、PTAなどへの報告、町ホームページへの掲載を行っております。また、各学校では通学路マップを作成し、保護者や通学見守り隊の皆様への情報提供、あるいは学校運営協議会との情報共有に努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、回答いただきましたが、通学路の危険箇所を子ども、保護者、それから地域住民、そして見守り隊の方がしっかり共有できるように、平時から、その対応を進めておるということをご回答いただきましたので、次の質問については割愛をさせていただきます。さて、対応できていない危険箇所の改善、また緊急一斉点検後のより一層の安全確保のために保護者や地域から新たな要望が出てくる通学路の改善に係る課題もあります。これらについても速やかな対応を求めます。また、子どもたちの安全確保のため、危険箇所における交通規制の実施や交通安全施設の設置をはじめ広島県、警察などと連携した再発防止に向けた取組を今後どう展開していくのか、教育長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 児童生徒の安全が最優先されるということは言うまでもありません。通学路に関しましては、先ほど課長が申しましたように、各関係機関の協力によりまして、毎年交通安全プログラムを実施しております。今後とも学校や関係機関との連携を図りまして、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今後も子どもの命を守るために、継続した取組を要望いたします。2つ目の視点といたしまして、バス通学の今後について質問いたします。本町においても人口減少は大きな課題でございます。近年の急速な人口減少により小学校の学校統合が進み、現在は8校となっております。当然のことですが、統合した学校は校区が広域化しており、学校統合の条件であったり、通学距離が4kmを超えるという理由であったり、バス通学をせざるを得ない児童

が増えてきております。バス通学をしている児童の中には、通学の路線バスを利用した際、バスを下車してから自宅まで随分な距離を歩かなければならない子どもたちもいます。また、自宅からバスに乗る所まで、町道に多くの獣が出没する、そのことへの対応が心配される児童もいます。そのような中、豊平小学校区の一部では、スクールバスが運行されています。これは通学時の児童生徒の安心安全を保障する上でも画期的なことであると考えます。命はお金に代えられないのであります。以下、今後の北広島町の対応についてお伺いしてまいります。なぜ、豊平小学校区の一部地域ではスクールバスが運行されるようになったのか、その経緯を伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 地域住民、保護者からの運行要望により、現地確認の上、平成28年4月から運行しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先ほども申し上げましたが、通学時の児童生徒の安全安心を保障する上でも、自宅から路線バスの停留所までの距離の長いことや、路線バスまでの安全が十分に確保されていないと確認されている地域ではスクールバスを配置すべきであると考えます。このことに該当すると思われる地区は、豊平地域では、久河内地区、日浦地区、芸北地域では、旧雄鹿原小学校区の政所地区、中祖地区の一部、旧雲月小学校区の土橋地区、荻屋形地区、旧美和小学校区の小原地区、高野地区です。さらに、これらの地区の中には、来年度の小学校入学を控えているご家庭もございます。町内の状況をいま一度丁寧に確認されて、子どもたちの安心安全をより一層確かなものにするためにもスクールバスを配置するように求めますが、どうですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 児童生徒のバス通学につきましては、町条例及び規則により小学生は4km、中学生は6km以上の通学距離がある児童生徒に対し、定期乗車券購入による補助を行っております。補助の特例としまして、学校統合により交通機関を利用することを条件に定めた地域の者は、この距離に満たなくともバス通学の対象としています。バス通学につきましては、毎年各学校が次年度の対象となる児童生徒の把握をし、バス会社様に通学の依頼をしています。バス会社様は、路線バスによる送迎を基本としながら、路線バスでの対応が困難な児童生徒について、乗降時間や乗車場所までの距離にできるだけ差が出ないことや、所有されておられる車両や従業員の体制など、総合的に勘案、調整をされて、デマンドタクシーなどで対象児童生徒全員の通学体制の確保に協力をいただいております。全児童生徒へのドアツードアでの送迎はできませんが、バス通学の対象となる児童生徒につきましては、引き続き、各学校、バス会社様と丁寧に連携をし、対応してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今ご答弁いただきましたが、通学バスの基本形については、今説明をいただいたように思います。私が申し上げているのは、先ほど申しあげた地区が全てが4km以上クリアしている地区であるというふうに認識をしております。その中でも、さっき申し上げたように、バス停から距離があるとか、バス停までの間に危険のある可能性があるとか、そういう理由があるのが先ほど申しあげた地区でございます。そこからは、まだ行政に向けてスクールバスの要望は出てないと思いますが、今後、そういう地域からも要請があったら対応していただけるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先ほど議員おっしゃった豊平地域、芸北地域の地区の児童生徒で、今、最長歩いている子でも2 kmありません。その中で、多少の差が出る中でも、バス会社様に確保していただいているというのは先ほど申したとおりです。特別な事情、狭あいな道であるとか、獣が出る危険性がある、夜暗い、一人になるといったことについては、また特別な特例で設けておりまして、対象としております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 個別対応であるというふうに理解しますので、その個別対応、もう少し丁寧に地域とご協議いただきたいと思います。3つ目の質問は、1つ飛ばさせていただきます。このたびの一般質問では、通学時の児童生徒の安全安心を保障する通学対策についてお伺いしました。こうした事例は、町の中心部から遠い地域で多く見られる課題であると思います。本町では、町民の幸せを願って多くの施策が展開できるようにと思いますが、一つ一つの施策を住民目線でいま一度振り返っていただいて、課題が見つければ見直しをするなど、柔軟な対応を取っていく必要があると思います。先ほどの通学の事例もそうであります。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 住民の方に等しくサービスを提供することは基本であり、引き続き、住民福祉の向上に向け、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ぜひ、その住民の目線の視点で、一つ一つをもっと丁寧に見直していただくことを要望して、この質問を終わらせていただきます。続いて2点目の質問に移ります。暮らしの中の図書館の充実を願って、このことについて質問いたします。かつて広島の本通りに行った時にたくさんの書店が並んでいたのを記憶しております。しかし現在は、次々とその姿が消えてしまいました。そのような中、図書館の役割はクローズアップされてきていると思います。本町の図書館は、本館以外は、いずれも地域づくりセンターの中に位置しておりますが、町民に開かれ、多くの町民に活用される図書館として充実していくことを願っております。また、インターネットの発達により、あらゆる知識や情報が簡単に手に入る現代社会でございますが、世界中に無数にある本には、これまでの人類の英知が盛り込まれております。人生において大切なことやヒントもきっとどこかの本に記されていることだと思います。たくさんの本と出会い読書することは、より豊かな人生を送るためには必要不可欠であると考えます。以上のことを踏まえ、以下、暮らしの中の図書館の充実について伺っていきます。生涯学習を進める上で、読書の重要性について、どう認識されておられますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 生涯学習とは、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習の意味で用いられております。読書は、学習する機会の中で、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かせないものとして認識しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番(中村忍) 北広島町の生涯学習計画では、心豊かな暮らしを実現できる読書環境を整えま  
すとうたわれていますが、読書環境を整えるために具体的にどのような取組を進めておられま  
すか。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 絵本コーナー、児童コーナー、ヤングアダルトコーナーなどを設け  
るようにして、幅広い年齢層に本との出会いの場をつくり出しております。また、多くの方に  
利用していただけるよう、読者の意見を大切にしながら、図書の選書に努めておるところで  
ございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 町の冊子を見ておりましたら、ブックスタートの取組もするというふうなこ  
とが触れられておりましたが、これはなされておりますか。
- 議長(湊俊文) 福祉課長。
- 福祉課長(芥川智成) ブックスタートにつきましては、福祉課のほうで、出生されたお子さん  
に対しまして、民生委員がお配りをしている状況でございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 何か健診のときとか、そういう機会を捉えておられるのでしょうか。それとも  
個別に対応でしょうか。
- 議長(湊俊文) 福祉課長。
- 福祉課長(芥川智成) 民生委員が家庭を訪問してお配りをしております。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 私もその選定された図書の中で、松谷美代子さんの「いないいないばあ」とか、  
三浦太郎さんの「くっついた」という本を読まさせていただいたことがあります。大人も子  
どもも一緒になって読書する機会、そういうのが大事にされるスタートの一つだと思います。北  
広島町図書館本館及び各分館のここ5年間の利用状況はどうでしょうか。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) 別添お配りをしております「暮らしの中の図書館の充実を願って」  
と中村議員のご質問の部分で、5年間の図書館の利用状況ということで、こちらにつきましては  
は、施設利用者の人数把握は難しいので、本の貸出し冊数をお示しをさせていただいており  
ます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 丁寧な資料を用意していただきましたが、これを見て私を感じるのに、本館が  
多く、それに次いで千代田分館も少しずつ数が増えてきているなということを感じました。貸  
出し冊数ということですから、貸出し人数は、これよりぐっと減るはずでございます。そう  
いうことを鑑みたときに、利用状況はまだまだ極めて低いと思います。利用促進をどう進めて  
いきたいとお考えでしょうか。
- 議長(湊俊文) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(小椿治之) ここ最近では、新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の利用  
が減っております。令和3年度につきましては、千代田分館がまちづくりセンターとなりまし  
て新しくなりまして、蔵書等も増え、利用しやすい環境となったと思っております。そちらが  
千代田分館の利用増になっているように思えます。議員がおっしゃいました利用の促進につき

ましてですが、引き続き、毎月の選書において、読者のご意見を大切にしながら、ロビー展示やコーナー展示を工夫してまいりたいと思います。また、ホームページやLINEを通じて啓発活動にも引き続き取り組んでいく予定でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 図書館は、お年寄りや子どもをはじめ、町民の誰もが気軽に足を運べる地域の知の拠点であると、私は捉えております。夏場は大変暑いので、図書館そのものがクールスポットとしての役割を持つんじゃないかなと思っております。ふだんから誰もが立ち寄れる憩いの場としての役割もあると考えております。そのような中、より一層魅力ある図書館にしていくためには、図書館のコンセプトをしっかりと整備していく必要があると思います。そのことによって、人の集まりにもぎわいもあってよくなっていくのではないかと考えます。ちなみに、千代田の読書スペースでございますが、絵本が随分大事にされてるなということを感じます。そういうふうなコンセプトをしっかりと持っていき、そういうコンセプトをしっかりと教育委員会のほうで策定することによって、図書館の運営方法をしっかりと示していただければと願っております。それでは次の質問に移ります。図書館の生命線である図書の購入費は、ここ5年間でどのように変化してきておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 平成29年度は約273万円、年々徐々に増加しておりまして、令和3年度は約529万円でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 年々増加してきているというふうなご回答いただきました。うれしいことだなと思います。なぜこの5年間で倍以上に増えたんでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 確実なものかどうかは分かりませんが、コロナ対策の交付金をあてがっていただいた部分もございますので、そういった原因もあろうかと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） コロナ対策で予算が若干上がったということは、私も存じておりましたが、こんなに違うんだなということが分かりました。また、今後コロナ対策が解けたときに、また元へ戻ってしまうのかなと思ったら、すごく心配はしております。予算をつける際に、何らかの根拠がやっぱり要るんじゃないかなというふうに思います。予算をつけていただくにあたって健全に図書館が運営されているんかとか、どんな指標を設定して図書館を運営しているんかとか、そのような中に貸出し冊数はどういうふうになりよるんかとか、登録率はどういうふうになりよるんかとか、そのような数値を一つずつ拾い出して、より適切に運営できる予算を設定していかれる必要があると思います。やっぱり根拠を持ってその数字をはじき出していただくように願っております。もっともっと上げたら、今の529万円よりもっともっと予算は増えるものと私は考えます。どうぞそこのところご検討ください。予算の問題についての受け止めについては割愛をさせていただきます。新しくできた千代田地域にあるまちづくりセンター内の図書スペースは、これまでよりもはるかに広く、落ち着いた読書ができる環境が整えられました。絵本のコーナーはとりわけすてきであります。しかし夕方になると西日がとてもよく射し込んできます。そのせいで、本の背表紙が色あせたものが多いように受け止めております。せっかく出会うことができた本がこのような状況であれば、読書意欲も激減すると思っております。

さらに、まちづくりセンター内の図書スペース側のガラスはUV加工が施されていないようであり、図書館の主役となるべき本が大事にされていないことは明らかであります。こうした現実を直視して、西日などの対策を早急に講じるべきであると思いますが、どうですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） どのような対策がよいのかを含めまして、施設管理のまちづくり推進課と検討をさせていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それは議場では今日初めて言った中身であります、委員会等では、これは既に申し上げてきた中身でもございます。今後早急にこの対応を取って、よりよい環境をつくっていただきたいと、そのように進めることを期待しております。子どもの読書活動推進計画では、総合図書館における図書活動の推進が盛り込まれていますが、どのように推進されておられますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 先ほども申し上げさせていただきましたが、図書館の配架の中に絵本コーナー、児童コーナー、ヤングアダルトコーナーを設けるなどして、幅広い年齢層に本との出会いの場をつくり出しておるところでございます。また、読書支援ガイドを作成し、特別団体貸出し、ポップづくり教室、ブックトーク、学校図書室経営の相談活動にも取り組んでおるところでございます。その他、学校からの図書館見学等に対応し、図書館の魅力発信にも努めておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 学校の立場で申し上げたら、これは町内の図書館がしっかり連携してくださることで、恐らく小学校への本の貸出しもあるものと思っております。学期に210冊ぐらいは貸し出しているというふうに私は把握しておるんですが、間違いはないですか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 具体的に今、議員がおっしゃられました数字かどうかは分かりませんが、学校と連携を取って対応をさせていただいているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今私が、先ほどご回答いただいたような仕事をされている方、図書館司書という方がおられます。図書館活動の一層の充実を図るためには、ここに示しました司書の果たす役割は極めて大でございます。司書は、図書館法により国家資格に定められており、図書館において全般的な業務を行う専門職でございます。主な役割は大きく分けて、次の2つです。1つ目は、資料の管理や蔵書を熟知して、利用者の目的に応じた資料の提案などにより、利用者と資料をつなぎ合わせる役目です。2つ目は、読書活動を促して、人と本の距離を縮める役割です。図書館資料におけるスペシャリストとして、人と本をつなぐという目的のもと、仕事をされております。北広島町の図書館には、司書は本館に2名配置されていますが、図書館司書の役割と、その効果についてどう認識されておられますか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 先ほど議員もおっしゃいましたが、図書館司書は、図書の貸出しや返却の業務はもとより、毎月の選書、ロビーやコーナー展示の企画運営、各分館への訪問や相談、関係機関との連携など図書館運営全般を行っており、司書の果たしている役割は大変大き

いと認識しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） お二人の司書の方が孤軍奮闘されている。そういう姿を私も本館を訪れたときに拝見させていただきました。それでは次の質問に移ります。今後、本町の図書館がますます暮らしの中の図書館として充実していくために次の3点について提案いたします。1点目は、現在司書が配置されているのは本館のみです。全ての分館にも配置してはどうでしょうか。2点目は、豊平、芸北の分館は午後5時15分には閉まってしまいます。仕事帰りの人は使えないので閉館時間を延長してはどうでしょうか。また、土曜日、日曜日も開館するようにしてはどうでしょうか。3点目は、芸北の分館と学校が通路でつながっております。しかし、これまでは円滑に利用できていない状況が続いているように伺っております。その改善を求めますが、どうでしょうか。以上、3点を提案いたしますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） まず、1点目でございます。本館は、図書館のみの業務でございますが、各分館は地域づくりセンターを兼ねております。図書館本館の司書は、これまでも各分館への訪問や相談を行い、連携を取りながら図書活動の推進をしております。引き続き、本館と分館で連携を取りながらサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。2番でございますが、豊平、芸北の分館につきましては、地域づくりセンターを兼ねておまして、それぞれの分館が所属する施設の休館日及び開館時間に準拠しております。他の施設のご利用を検討いただくか、時間内のご利用をお願いしたいと思います。3番目でございます。芸北の分館と学校の通路は、議員おっしゃいましたように、通常は施錠してあります。今年度、学校と分館とが調整を行い、6月10日より昼休憩に通路を利用し、分館を利用いただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今おっしゃっていただいた中の2点目についてであります。これはそれぞれの豊平、芸北の施設のほうにはお一人が勤務ではないと思います。時間差で勤務していただくとか、土曜日、日曜日を勤務していただいて、別な日をお休みにするとか、そういう工夫をすれば、このことはできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 条例等も確認させていただきながら、勤務時間につきましては、利用者のご意見等も伺いながら、考えていかなければいけないとは思いますが、現段階では、時間内のご利用をお願いしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ご検討ください。豊平、芸北の方にはほかの図書館を利用せよというのは、これは無理だと思いますので、そこについては、またご一考いただければと思います。本町の社会教育推進の最前線で活躍されている方々は、本町の図書館で勤務されている方ではないかと思っております。しかし、その図書館に勤務される方のほとんどは本務者ではございません。千代田まちづくりセンターは、勤務する11名のうち本務者はわずか3名です。本務者は少ないです。私は、千代田まちづくりセンターに立ち寄ることが多いのですが、勤務されている方のボトムアップしながら、主体的に職務を遂行されている姿にいつも感動させられます。とりわけ、この9月に開催される絵本フェスタの開催に向けては、「絵本がつなぐ笑顔の輪」をテーマとし

て、地元スタッフを中心とした実行委員会が何度も開催されています。住民が中心となるようにしたいと考え、絵本フェスタの開催によって、まちおこしを進める仕掛けを模索しようと、そういう新たな視点を感じられます。そして、それを支える地元スタッフの方の意欲は、きっとまちづくりセンターの方のコーディネートによって、これからも一層高まっていくものと思っています。こうした取組は、オープニングイベントのような派手さはありませんが、地味ではありますが、こうした積み重ねを地道に一つ一つ丁寧に繰り返していくことで、生涯学習の推進を本町のまちづくりとつなげる、そういう取組の土台をつくることにもなるし、その推進は着実に進んでいるものと捉えておるところでございます。今日は、暮らしの中の図書館の充実を切り口として、本町の生涯学習の一端についてお伺いいたしましたが、これからの生涯学習をどう牽引して、学びから始まるひとづくり、つながりづくり、まちづくりをどう進めていくのか、町長の見解を伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 伝統芸能や芸術文化活動の蓄積等、地域の特性を生かしながら、多彩な学習機会の確保と内容の充実を進め、住民が生涯にわたって主体的に学習し、豊かな心を育み、学びを生かした町内外の交流やまちづくり活動が生まれる場の形成、地域活動を担う人材の発掘、育成を推進しているところでございます。住民一人一人が自分に合った学びを行う中で、生き生きと暮らし、本町の特徴である豊かな自然環境と里山文化を継承した持続可能な地域社会の実現を目指して北広島町生涯学習推進計画に基づき、各種取組を推進してまいります。また、議員が先ほど言われました絵本を中心にいろんな展開をしてくれているということでもありますけれども、そういった取組もしっかりと充実をしていきたいと思っておりますし、まちづくりはひとづくりと言われるように、地域の活性化を図っていく上でも学びはとても重要であります。本町が取り組んでおりますきたひろ学び塾W i t h も今後さらに充実していきたいと考えているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 生涯学習というか、今までの公民館活動そのものがその個人の学びで止まっているところが多かったように思いますが、今、動こうとしているまちづくりセンターでの活動は、個人の活動からもう一步脱皮して、本当に人を巻き込んで、つないで、そして取組を進めていこうというものになっておるように思います。そうしたところにもぜひ温かい目を向けていただいて、今後の取組が一層円滑に進むよう支援をしていただきたいものと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 45分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。6番、山形議員の発言を許します。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。さきに通告いたしました、町民の健康促進のためにできることを、について質問いたします。厚生労働省の簡易生命表（令和2年）によりますと、2020年の日本人の平均寿命は、男性が81.64歳、女性が87.74歳で、2019年と比較して、男性は0.23年、女性は0.29年上回っています。また、介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間を示す健康寿命、こちらは令和元年のものでございますが、男性が72.68歳、女性は75.38歳と発表されました。こちらの健康寿命の前の平成28年調査から、男性は0.54年、女性は0.59年伸びています。このデータから考えますと、健康寿命と平均寿命の差が平均で9年から12年あることが分かります。この9年から12年の期間を問題なく過ごすために事前の対策を講じておく必要があると考えられています。今や人生百年時代と言われていています。国は、誰もがより長く、元気に活躍できる社会、この実現に向けて様々な政策課題を掲げています。多様な就労や社会参加として、70歳までの就労機会確保や健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革など様々なものがございます。その中でも国は、健康寿命の延伸として、2040年までに健康年齢を3年以上伸ばすことを目標にしました。北広島町としても、第2次北広島町長期総合計画改訂版におきましては、施策分野Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出の中の基本的な方向性2の中に、健康づくり、元気づくりの推進にある健康寿命の延伸に向けた施策として、次の5つを掲げています。1つ目、元気づくり推進事業、2つ目、糖尿病性腎症重症化予防事業、3つ目、特定健診受診率向上事業、4つ目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、5つ目、がん検診受診率の向上事業です。新型コロナウイルスの収束が見えず、町民や行政もコロナ対策に対して意識が高まっています。しかし、コロナ禍であってもその他の病気が少なくなっているわけではありません。逆に新型コロナウイルスの心配によりまして、健診や予防接種、通院を控える状況もあるのではないかと考えられます。少子高齢化が進む北広島町です。誰もが健康に人生を楽しんでもらいたいと町も考えています。今、平均寿命、そして健康寿命についても話をしましたが、本当に様々です。私ごとになりますが、94歳の祖母がおります。祖母は、この町内には住んでおりませんが、先日こんなことを言っていました。仏壇に向かって、おじいさん早く迎えにきてくださいって言うんですよ。おじいちゃん、おばあちゃんそんなこと言わんといてや、もっともっと元気に長生きしてねというふうに言ったら、もう迎えにきてくださいなんか言っちゃだめよと言ったら、うちの祖母は、じゃあおじいさん、私を早く連れてってくださいと言葉を変えてまたお願いするんですよ。それぐらい生きているということがしんどいと思うことが多々あるように感じました。ですが、先日、同じ年の北広島町在住のおじいさんとお話をしている時には、アユの釣りの解禁になったということで、早速行ってきたよという元気な声をいただきました。その時に、何匹ぐらい釣れたんですかと聞いたら、6匹ぐらいは簡単に釣れたよと、ただ、流れが強くて、足がふらふらしとったら、あのおじいさんふらふらしてると思われたら嫌だから、格好悪いから帰ったんよという話をされている時に、ああそれだけ元気にされて、まだそこでもしっかり頑張っていこうと思う94歳の方もいらっしゃるんだなというふうに思いました。本当に元気で健康であれば人生というのは楽しめるポイントがたくさんあります。この元気で、そして健康に人生を楽しむことができるように、町とし

て取り組むべきことを考えまして、健康寿命が延伸できるように以下について質問いたします。まず、1点目です。北広島町元気づくり推進事業というものがございますが、どのようなものがありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 元気づくり推進事業は、お住まいの地域の集会所で週2回、約90分、ストレッチや筋トレ、球技などを行い、参加者の皆さんの体力を維持・向上させること、また、週に2回、地域の集会所に集まることにより、地域内の交流が増え、地域の活性化にもなっている事業です。最初の6か月間は、指導者の下、体操など行う集会所コースがございます。その6か月間を終えますと元気リーダーコースに移行し、地域の皆さんが主体的に事業を継続するものです。また、町内の運動施設において拠点コースも実施しております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今の課長の答弁から感じるものとしたしましては、元気に過ごすものプラス交流という言葉がございました。元気で来る者に対して交流というふうには、心の面でも健康も考えていらっしゃるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 元気に過ごすために体力向上というものもございましたが、以前もコロナ禍の時には活用が難しかった場合があったと思います。この今、元気づくり事業についてお話し伺いましたが、この中で、コロナ禍で難しかった場合の何か対応されていたことがありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） コロナの感染症が令和2年から続いているところでございますけど、令和2年につきましては、緊急事態宣言等が発令された場合は一律にこのコースを中止しておりました。しかしながら、委託事業者とともに各集会所を回りまして、どうやったら感染対策ができるか、換気ができるかといったところを検討しまして、実施に向けて取り組んだところでございます。また、令和3年度になりましてからは集会所、主には区長様のほうが管理されておりますが、そういった使用について許しが出れば、住民の方主体に継続といったことができております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 委託事業者と相談してというのがございました。コロナ禍で、なかなか家から出ることができない、この元気づくり事業のよさとしては、動くことができる、そして交流することができるというプラスその場所に行くことができるという良さもあると思うんです。家から一歩出るということは、やはり元気にもつながっていくと思います。その中でも家から出ることができない時に、この委託事業者の車がずうっと町内を回って、皆さんに、ちょっと体操しましょうねという呼びかけを行っているということもありました。家の中にいながらも、誰かがそうやって自分を心配してくれる、そして体を動かすために促してくれる、誰かが、見えないけども見てくれているというのは、本当に大きな支えになったんじゃないかなと思っています。次に質問になります。これだけ様々な活動をされていらっしゃいます。行政報告によりますと、この61会場で行ってまして、延べ2548人がこちらを経験するというぐらい、

本当に多くの皆さんがこちらの活動に参加をしていらっしゃいます。この元気づくり推進事業の効果、こちらは検証していますでしょうか。また、検証していましたら、結果について伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 元気づくり推進事業につきましては、委託事業者からの実績報告、また町としての効果検証を行っているところでございます。成果としましては、現在、町内に61会場あります元気リーダーコースは、新型コロナウイルス感染症の流行が継続しておりまして、全ての会場が継続できているということは評価に値すると考えております。また、参加者へのアンケート結果では、参加することにより病気にかかりにくくなった。つまりいたり転ぶことが減った。人付き合いが増えたなどと7割以上の方が回答されております。感染症対策で人と会うことが制限される状況ですが、この事業に参加することにより、人と会って体を動かして会話もできるので、気持ちが楽になったと回答される方もいらっしゃいました。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 7割以上の方が良さを回答されていらっしゃったというふうに今答弁がありました。7割以上ということですので、どうでしょう。そのほかにはマイナス的な意見はありましたでしょうか。今、良さをお話いただきましたが、こういったことをもっとしてもらいたいとか、こういったことはどうだろうかというような少し意見としてありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） マイナス的な意見はそんなにございませんが、体調の変化がないといったような意見もございました。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） どうですか、体調の変化がないというふうに話される方もいらっしゃるということは、人数としては増減、始めてからこれまでどんどん増えているという状況、人数は正式なものではなくて大丈夫ですので、参加者は増えているというふうに感じていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 参加者につきましては、各集会所において現状維持されている、あるいは減っているといったような状況でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 減っているという声がありましたが、以前も委員会でこのことについて伺いましたら、減っている状況については、コロナで控える人も増えてきたというふうに少し伺っています。でもコロナ禍でありながら、様々な対策をしながら行い続けることができているということ、そして2500人以上の方が参加して、元気をもらっているということ、本当に大きな力だと思うんです。この事業を今後も続けていながら、そして皆さんの中で、実感があると続けられると思うんですよ。元気になることができているとか、ここに行くことが楽しみのなっているなどというふうに、少し自分の中でプラス部分をつくることができると、より活動もしていかれやすいと思いますので、そういったことについて、検証するだけではなく、今後の対策についても行政が考えていただけたらと思います。3つ目の質問に進みます。高齢者の保健事業と介護予防が一体化している実施事業、こういったものがありますでしょうか、

伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、本年度から開始しております。特に後期高齢者の方の特徴でございます複数の慢性的な病気を持ち、加齢に伴う虚弱な状態の方が多いう状況で踏まえ、病気の発症予防よりも重症化予防の取組を進めるものでございます。今年度は、健康状態不明者の方の状況把握のため家庭訪問を行ってまいります。また、元気リーダーコースを実施されている集会所等を訪問しまして、健康維持や運動、栄養、口腔ケアのフレイル予防等の話をさせていただき予定としております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 令和元年度に健康保険法の改正によりまして、75歳以上の高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業などを一体的に実施することができるようになったというのがありますが、こちら令和元年度にそのことができるようになったというふうにありましたが、今答弁にありましたように、始めたのは今年度からということではよろしいですか。はい、承知いたしました。今年度ということは、少し国が出したものと遅れているかなと思うんですが、その理由について何か答弁できるものがありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 特に理由とかいうのはございませんが、県内でありまして、先行して、令和3年度、昨年度に11市町が先行的に実施されております。1年遅れて本町も取り組み始めたといったような状況でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 令和3年度に11市町がもう始めたということがありますので、そういったこともいろいろ検討しながら進めていくとより良いものができるのではないかとこのように思っています。今、その中でも答弁にありましたフレイル予防といたしまして、家庭訪問など行っているというのがありました。続いての質問にもありますように、住宅での暮らしを支える見守りとして、ひとり暮らし高齢者に対して巡回相談事業を行っています。この巡回相談事業について詳しく伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） この巡回相談事業は、お元気ですか訪問として、巡回相談員、民生委員児童委員の方でございますけど、在宅の高齢者の訪問を行っていただいております。訪問回数につきましては、担当地区により異なりますが、月2回程度になります。定期的な訪問により、地域での生活の安心につながっているものと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） お元気ですか訪問という形ですので、ちょっと、まだ今コロナ禍が少し活動の動きが出ている状況ではありますが、例えば訪問できなかった場合には電話などされているというふうに対処法がありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 電話等も使いまして高齢者の状況を把握していただいている地域もあります。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 安心につながるためにという答弁の言葉がありました。どうですか、安心

につながっているというような、利用されていらっしゃる方の声が伺えるものがありましたら、答弁ください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 民生委員さんのほうから、訪問いただくということは安心につながっているという声もいただいております。また心配な方がいらっしゃいましたら、包括支援センターのほうにつないでいただいておりますので、連携して次のサービス等につないでいくということもできております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 次につなげていきながら対応されているというのを確認をしました。次の質問にあります糖尿病性腎症重症化予防事業というのが、先ほど私が伝えました健康寿命延伸に向けた施策の5つのうちの1つとしてありますが、この事業はどういったものになりますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 糖尿病性腎症が進行し、腎不全に陥りますと人工透析を要する状態になります。かかりつけ医と連携しまして、生活習慣病である糖尿病の重症化予防に取り組むため、通院患者のうち、重症化リスクの高い方に対し、本人の希望と主治医の判断で対象者を選定しまして、保健指導を行い、人工透析等への移行を防ぐ目的の事業でございます。糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿い、6か月間、専門の研修を受けた保健師や看護師などから指導を受け、個人の生活習慣を改善していくものとなります。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6か月間指導というのが改善に向けた動きというのがございました。こちら、かかりつけ医と相談して、本人の希望を受けながらというのがありましたが、もし人数など分かれば、何人ぐらいがこちらに指導を受けたというのが分かりましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 事業は令和元年度から国保の保健事業として開始しております。令和元年度、2年度につきましては8人、昨年令和3年度につきましては7人でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） どうですか、8人、7人の方がされまして、改善に向かっているというのを実感することがありますでしょうか。この活動をして、この事業して良かったというふうにつながることができていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和3年度、昨年でございます。令和元年、2年に8人ずつと、先ほど申しましたが、16人の方をフォローアップとして訪問させていただいております。16人の方いずれの方につきましても、人工透析に移行することもなく、保健指導を受けた良い時の状態を維持できておりました。そういうことを考えますと、重症化予防にはつながっているものと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 悪化ではなく維持につながったというふうに今答弁がありましたので、維持できているというふうにも実感します。すみません、確認なんですけど、16人とおっしゃいました。8人と7人じゃなく、8人と8人ではよろしいですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和元年、令和2年が8人ずつの16人のフォローアップをさせていただいて、令和3年度の対象者が7人、以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 確認をしました。本当に糖尿病というのは恐ろしい病気とされています。次の質問にもありますように、糖尿病と歯周病の合併症の一つとされています。この保健課の主要施策にもありますように、歯科保健事業が健康寿命延伸に向けた取組内容にもあります。先ほど少し答弁の中にも、2つ目の元気づくり推進事業の効果の中でもありました口腔事業についての話もありましたが、この歯科保健事業が健康寿命延伸に向けた取組、どのような取組がありますでしょうか、いま一度伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 糖尿病と歯周病は、双方が悪影響を及ぼす強い因果関係があります。歯科保健事業は、健康寿命の延伸を目的に妊産婦、乳幼児から高齢者の方まで全年代の方を対象に幅広く取り組んでおります。例えば妊産婦、乳幼児、成人期の歯科健診事業、歯科保健指導は、歯科保健センターの歯科衛生士が、保育施設、子育て世代包括支援センター、学校施設、介護保険施設と連携し、各施設に出向き歯科指導を行っております。令和3年度からは、新たに介護保険の訪問型サービス事業を開始しております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） この歯科保健事業というのは様々な形で行っているというふうに答弁がありました。一つのことには決めていないというのが本当に私も良いと思ってまして、子どもたちに対しては、健診のときに、歯科衛生士の方がいらっしゃって歯磨き指導して下さったり、そして、その歯ブラシがプレゼントよという形でいただいたりとか、あと支援センターなどにも行きながら、体重測定プラス歯科指導もしてもらえるというふうに妊産婦には歯の健康チェック、それから子どもたちには、成人の方には、高齢の方にはという形で、それぞれ対応によって変えているということは本当に素晴らしいことだと思います。この歯科保健事業に対しても、今後も様々な、今、本当にお口の健康が言われている状況ですので、しっかりと取組を行ってほしいと思います。続いての質問です。健康検査、集団健診、人間ドック検診、医療機関健診を国民健康保険加入者全体の何割が受けていますでしょうか。また、旧町ごとの割合について伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 国保加入者の健康診査受診率は、令和2年度は38.6%、令和3年度は37.3%の見込みです。令和2年度の旧町ごとの割合は、芸北地域55.2%、大朝地域38.5%、千代田地域37.7%、豊平地域29.5%となります。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 非常に低いかなと思うんですが、これはコロナ禍も関係しているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和2年度につきましては、コロナの影響を受けているものと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 令和2年度に関してはというのがございました。令和3年度も非常に、令和2年度よりも低い数字になっているんですよね。これは、どうですか、課長もいろいろ検証されていると思いますが、芸北地区が55%、一番低いと言われております豊平地域が29.5%と大きく差があります。こちらについて、保健課で何か検証されているものがあれば伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 芸北地域の受診率が高い、これはどの年度に対しましても芸北地域は受診率は高くなっております。その要因としましては、雄鹿原診療所の東條先生のほうがこれまでもこつこつと特定健診の重要性等をずっと言っていた結果であろうかと考えております。大朝地域、千代田地域が大体受診率が一緒ぐらいで、その次に豊平地域といった状況は、どの年度も同じような状況でございます。芸北地域が高いんですが、男性よりも女性、若い方よりも高齢の方の受診が高くなっております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 検証については良さのみで、低いところはどのようにしているかというのは、全く答弁になかったかと思うんですが、それは今後について、答弁できそうでしたら、お願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 豊平地域が一番受診率が低いといったところで、昨年から豊平診療所と連携しまして、坂本所長のほうからも特定健診の受診の勧奨をさせていただいておりますし、明和会の理事長のほうからも、そういったことを取り組むと言っておりますので、そういったところからこつこつと進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 担当していただいて、また、信頼している先生から受診の促しがあれば本当に皆さん一歩進むと思っておりますので、そういった形で、今後もまずは検査を受けるという方が増えてきたらいいなと思っております。次の質問に進みます。この健康検査の受診対象年齢は分かりにくいのではないかという声をちょっといただきました。保健課のほうで出している「北広島町の健診」というのは、実は本当に細かく、ここまで細かく書いてもらえるんだというぐらい詳しく詳しく書いてあるんですが、なかなか年齢が上がっていかれると分かりにくいというふうに感じることもあるようです。私がすぐにこの健診内容について理解できるかなと思いましたが、私もちょっと2点、あらこれはどうなんだろうと思うことがありました。例えば申込書が2枚あるんですよ。2枚入ってまして、2枚あるということは、2枚出さなくてはいけないのだろうか。1枚でいいのだろうか。間違えたものようなのか、何で2枚あるんだろうというのをまず一つのクエスチョンが浮かびまして、そしてもう一つは、医療機関、集団健診の申込みプラス医療機関に申込みと人間ドック検診とあります。集団健診は町に申し込めばオーケーで、医療機関、人間ドック検診を申し込んだ後にご自身で医療機関に予約というふうにプリントには書いてあるんですが、この最初のところで、もうプリントに全部の電話番号が書いてあるので、先に電話で予約を取って町に申し込まなくちゃいけないのかな、どうなのかなというふうに迷うことがゼロではなかったです。なので、そう考えると、少し分かりにくいかなというふうに思ったんですが、どうでしょう、分かりやすく確認してもらうために、何か工夫をしているというものがあれば答弁ください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） この健康診査の書類につきましては、毎年3月に次年度の案内と、申込み書類を国保、後期高齢者医療保険の加入者がおられる世帯へ郵送させていただいております。先ほど議員おっしゃいましたように、詳しく詳しくガイドブックには書いてあるということでございましたが、いずれにしても、誰にも分かりやすく伝えることが必要と考えておりますので、次年度以降、見やすく、より分かりやすいものにしていくためにガイドブックの構成等研究してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 本当に詳しく書いてあって、料金も全て書いてありますし、この日にはこれができるというのが書いてありますし、さらに、ちょっと余ったところによりますと、ドリンク、お酒の飲み過ぎに気をつけましょうということで、この目安についても書いてあったりと、本当に詳しくは書いてあるんです。ですが、私も健診に行くんですが、今、北広島町がやっているAIで健診に行ってもらいたい、また、行ったほうが良いという方を選んで、電話をかけて、ちょっと健診どうですかというのを聞いてくれることができます。このAIで選ばれた人に保健師の方が電話をしてくださるんですが、その時には、もう電話のやりとりで、じゃここでもう受診というふうにさせてもらいますね、書類送りますよというふうにやっていただいて大変助かりました。そういった、ちょっと健診迷うなということがありましたら、電話でも相談をしながら健診の受診を決めるということもできますでしょうか。保健課伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 集団健診におきましては、その電話で可能です。医療機関健診につきましては、大体何月頃行かれるかということを確認しまして、それをその月を取らせていただきまして、医療機関のほうに申し込んでいただくといったようなことをやっておりますので、集団健診でありましたら、その場で取ることが可能です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今答弁いただきましたように、もう分かりにくい場合、そして分からない場合は、ちょっと保健課のほうに電話をしてもオーケーというふうには確認をさせていただきました。次の質問、9、10とつなげてまいります。特定健診についてです。この特定健診を国民健康保険加入者の全体の何割が受けていますでしょうか。また、旧町ごとの割合、そして、この受診率向上に向けて保健課が行っていることについて答弁願います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 特定健診は令和2年度42.8%、令和3年度は40.9%の見込みとなっております。令和2年度の旧町ごとの割合は、芸北地域59.8%、大朝地域42.3%、千代田地域42.1%、豊平地域32.6%となります。特定健診受診率向上に向けて、保健課が取り組んでいることですが、平日の日程のほかに土曜日の健診日やレディースデーを設けております。特定健診と併せてがん検診も受診できる体制を整えております。また、人工知能AIを活用した特定健診受診率向上事業として、過去3年間の受診状況を分析し、健診未経験者や不定期受診者に受診勧奨を行っております。そして、従来どおりの保健師による電話での受診勧奨も継続しております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 向上に向けて様々な工夫がされていることが分かりました。このレディー

スデー、せっかくなので課長、おっしゃったらよかったのに、託児もありますよね。託児ないですか、レディースデーは託児があります、託児を希望される方は連絡くださいというのもありましたが、ありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 託児のほうも準備させていただいております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） せっかくなので、ぜひ、こういったところで伝えていただけたらと思います。令和4年の7月の6日水曜日の集団健診においては、女性限定の健診が実施されまして、対象は女性のみです。託児を希望される方はお電話を、事前に連絡をくだされば、レディースデーとして託児ありの状況でもできるというのが、保健課のお知らせにもありました。本当に様々なものが盛り込まれている冊子になっています。日本人ががんや心疾患や脳血管疾患の3大死因で亡くなる確率というのが男性は約50%、女性は約44%とあります。この病気の予防といたしまして、検査を希望することができるオプションというものは、こういったものがありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） がん、心疾患、脳血管疾患は、いずれも生活習慣病に含まれます。基本的には、生活習慣病の早期発見、早期予防を目的とした特定健診を受けていただくことが3大疾病予防としての検査になります。さらにオプションで、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの検診につきましては、それぞれ希望される方は受診していただくことができます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 希望する人はできますというのがございました。対象が本当に年齢が肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんは40歳以上の女性、子宮頸がんは、20歳以上の女性というふうに年齢もあります。これ以前伺いましたら、最近乳がんといたしまして、若い世代の方が乳がんになるというのがよくありました。なぜ30代、心配だと思っ方もいらっしゃるので、30代で乳がん検診ができないですかというふうに伺いましたら、非常に乳腺が発達している状況で分かりにくい部分もあるということが答弁の中にも以前あったかと思えます。続いている質問にまいります。この乳がんのマンモグラフィの検査、この検査の感度は、私は調べるまでは、ほぼ分かるものだと思っていました。でも実は、これは80%しかないと言われていました。この今オプションの中で、追加でマンモグラフィの乳がんの検査プラスエコー検査を入れたいという希望があった場合、そういった場合は可能でしょうか。また、できないの理由もお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 国が定めた指針に基づき、市町村が行う乳がん検診は、問診及びマンモグラフィ検査、乳房X線検査でございます。エコー検査をご希望の場合は、検査機関によりましては可能な場合がありますが、全額自己負担となります。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） これですね、実際の方から伺いました。ここでも伝えてもいいというふうに了承をいただいておりますのでお伝えをしますが、このマンモグラフィの検査では再検査という診断になりました。そのまま再検査やりましたら、再検査の後は、大丈夫ということがあ

りまして、そのまま1か月間、どうしてもしこりが気になるんだけど、そのままにしておいたそうです。ですが、いつもは気にしないけども、1か月後やっぱり気になるということで、さらに違う所に行きましてエコー検査を入れましたら、乳がんが分かったということがございました。その方がもし行かなかつたら、もうエコー検査をしなかつたらどうなっていたんだろうというふうに考えると、とても恐ろしいという話をされていたんですが、この方は、そうではなくて、なのでエコー検査を入れて、町民の方に少しでも私みたいな思いをしてもらいたくないから、このエコー検査をオプションに入れるということができないだろうかということを保健課にも話に行かれたそうです。その時には、同じように、国が定めた指針によりましてという説明があったそうです。それは国が定めた指針です。もう多くの方の命を救いたいと思っているのであれば、こういったエコー検査をプラスオプションで町として考える考えはないでしょうか、いま一度伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 先ほど申しましたが、エコー検査、実施できる医療機関が数少ないということもございます。そういったことから、現在であれば、例えば乳がん、子宮頸がん検診実施医療機関とガイドブックに載せさせていただいておりますが、エコー検査ができる医療機関は、そのうち5つしかございません。そうしたことにつきまして、今後エコー検査、町として実施できるかどうかということも含めて考えてまいります。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 考えてまいりますという答弁がありましたので、先に進んでいくというふうに私は理解をします。次の質問にありますように、全国の健康保険協会が定める検診内容のほかには、今エコー検査を入れてもらいたいという町ならではのオプションというのを伝えましたが、この北広島町ならではの年代によって推進している検査項目やオプションについて答弁ください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 北広島町では、若い世代から健康づくりの取組を進めるため、20歳から39歳の町民の皆様は、加入保険にかかわらず、集団健診において、基本健診の申込みを受け付けております。がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、健康寿命に大きく影響を及ぼすものです。若い世代からの生活習慣を自ら意識し、病気を予防していただくために取り組んでおります。また、子宮がん検診、乳がん検診につきましては、全国健康保険協会では2年に1回の受診となっておりますが、本町では、若い世代からのがん予防の取組として、毎年受診可能としております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 町ならではの取り組んでいる内容もあると思いますので、本当に必要なものがどうなのか。実際に自分がつらい状況でありながらも助けてもらいたい、もう今後、自分のような思いをしてもらいたくないという方の本当に一つの声を大事にしてもらいながら、今後について考えてもらいたいと思います。第2次北広島町長期総合計画改訂版に保健課として、健康寿命延伸に向けて、保健師や栄養士のスキルアップを図っていくというふうにあります。私も健康診断に行くようになったのが、よく知っている保健師の方が、行ったほうがいいよというふうに話をしてくれたことが、じゃあ行ってみようかなという一歩につながったんです。身近な方、そして、よく知ってくださっている方が少し声をかけてもらうだけで健診に進む人

も増えてくるのではないかと考えています。今、スキルアップとして、どのような取組を行っていますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 多様化・複雑化した健康課題の解決のために、保健師や栄養士などの専門職の高度な役割を求められていると認識しております。保健師や栄養士のスキルアップにつきましては、広島県や関係団体の主催する研修会に積極的に参加し、能力向上に努めてまいります。研修会等で知り得た知識や技術を日々の業務に生かすこと、また、町民の皆様に寄り添った保健活動を行うことを基本として、今後もさらに努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 研修に行かれるということは、横のつながりもできると思うんです。他市町との連携も取りやすくなりますし、他市町とのやりとりも、取組についても伺う回数も増えてくるのではないかと考えます。そういった他市町との連携や関わりなどは行っておりますでしょうか、保健師、栄養士の方について、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 芸北地対協というものがございます。そういった中でも一緒に課題に取り組んでいったりする中で、横のつながりはできながら、必要に応じて連携は取れているものと感じております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 保健師や栄養士の方って、本当お仕事ではありながら、本当に親身になって接してもらえることが心の支えにもなると思いますので、今の取組をより町民の皆さんにつなげていってほしいと思います。最後になります。町長の施策方針にも、健康づくり、元気づくりの推進では、コロナ対策を中心に、町民の生活を守り、健康寿命延伸に向けた元気づくりを推進するというふうにあります。いま一度、町長の取組に対しての考えを伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和2年に入り、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以降、2年以上も感染の波が繰り返され、町民の皆様の生活にも大きな影響を与えております。新型コロナウイルス感染症は、自分が感染するかもしれない、あるいは、誰かを感染させるかもしれない恐怖、密を避けるための行動の制限、また、いつまで続くか先の見えない不安など、私たちの日常生活や健康に多大な影響を与えております。このような危機的な状況だからこそ、町民の皆様方におかれましては、基本的な健康づくりを改めて見直し、食事や運動、休憩、睡眠など毎日の生活習慣を整え、健診の受診、必要な治療を受ける、家族や友人など大切な人との関係を保つことなど、当たり前の生活を続けることを意識していただきたいと考えております。行政といたしましても、元気づくり推進事業、健康診断、介護予防事業、予防接種事業、感染症対策、また、スポーツや運動習慣をつけていただくことなど、町民の皆様の健康づくりのために引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今町長からもありました、当たり前の生活を続けることって、簡単なようで難しいことがたくさんあります。その中でも一番大事なのは、やはり健康であることだと思うんです。元気があれば何でもできるではないですが、健康だからこそやってみようと思えますし、健康だからこそ、今後もっと頑張っていきたいというふうに前向きな気持ちにもなる

ことができます。コロナ禍でありながら、本当にコロナのことばかり気になってしまっていますが、最初にもお伝えをしましたように、全ての病気が少なくなっているわけではありません。そうなってくると、少し、今気持ちがコロナのほうにいつてる中でも、健診をして自分の体を守っていく環境というのを整えていくということが大事です。それを町としても、応援しているよ、しっかり支えているよという形が今後の健診向上にもつながると思いますので、保健課、そしてほかの課もたくさん関わっていることがあると思います。皆さんの命を守りたいという気持ちで今後について考えてもらいたいと切に願ひまして、私の質問を結びといたします。

○議長（湊俊文） これで山形議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。14時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 49分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。さきに通告しております、1級河川にある可動堰は誰の所有か、というタイトルで質問をいたします。3月議会の一般質問で、これからもお米づくりはできるのか、というタイトルで、冠川、江の川、志路原川の可動堰の現状と今後の農業やふるさとの町の景観や維持について、受益者の意見を代表させてもらって一般質問したわけでありまして。今回は、各井堰の受益者戸数や受益面積、現地面積も事前に提出されているので状況がよく分かるわけでありまして。皆さんのお手元のほうにも、図面がカラーで届いていると思いますけども、北広島町都市計画用途地域内ゴム堰の位置図ということで、非常に分かりやすい。ただ、3つの図面しかありませんけれども、水の流れが非常によく分かって、他の水利も利用できているよということまで詳しく書かれているということで、非常に感心しております。次回の時にも、またこのような図面を他の井堰についていただきたいというふうに思いますが、先に、このいただいた図面、あるいは17の堰の中で、まだ足りないよ、調査はしたけども、数字が入ってないよというところがあれば、先に訂正等があれば、お聞きしたいと思ひます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。お手元に配付しております北広島町内のゴム堰一覧表、3番目の平田井堰の受益面積ですけども、申し訳ありません、121.30を12.13に訂正をお願いいたします。それから16番の松原堰でございますけども、申し訳ございません。まだ報告をいただいておりますので、14haについては、昭和42年の慣行水利権の届け出があったときの数字でございます。今後も調査を続けてまいりたいと思ひしております。3月の定例議会で判明しておりませんでした全国のゴム堰の箇所数でございますけども、全国で3886か所、広島県内で154か所という数字でございます。以上でございます。

す。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私のほうもそれなりに調査をしているわけでありまして、建設課長のほうで調査された分の受益面積の合計の数字が約164ha、この17の堰であるのかなど。それから松原堰のところはまだ戸数が分からないということですが、私のほうでは、10戸というふうに思っております。トータルで434戸かなというふうに思います。これを基にして質問を進めますし、このたびだけで終わるといっても私の場合ないと思っております。続けて質問を進めますけども、3月に行った一般質問のやりとりを「梅のたより」という私の議会報告の機関紙で掲載をして、千代田地域の町民にほとんど配布しているわけでありまして、その後、多くの反響や不安が届けられました。それで、千代田地域を中心に18の可動堰、有田地区にあります鋼板の、ゴム堰ではない鋼板も含めて18の可動堰の受益者団体に呼びかけをしまして、それは4月の20日でありますけども、コロナ禍という状況もありますから、18団体をお呼びしたということで、たくさんの人に来てもらいたいのはやまやまでございましたが、状況が状況なので、1つの井堰から2名以内でお願いしますというふうに言いましたところ、全ての堰から、18の堰から来ていただいて、いろいろな情報交換をしたわけでありまして。その中で、どの団体からも、井堰は広島県が設置したのに、設置盤に施主広島県と書かれてあるわけでありまして、その井堰は誰のものかということがまず第一の、第一声といえますか、どこの堰の人たちも口を合わせたように言われるわけでありまして。そこで、3月の議会の答弁の中で、回答は、ゴム堰の施工は河川改修等による補償工事として、河川管理者である広島県が施工しておりますが、施工完成後に受益者である各水利組合に引き渡されており、設置者は水利組合であると建設課長は答弁をされましたが、それには確たる根拠があるわけでありまして、それは何によって、そのように答弁されたのか、まずお聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課から答弁させていただきます。もともとの井堰は慣行水利権、農業用水利を利用するために古くから設置されている。その設置する経緯は、農業用水利を利用するために特定の受益者の方が利用されているわけですから、その井堰の設置者である方々と冠川、志路原川、江の川の河川改修時に広島県が補償工事を発注する際に移設協議をしております。工事終了後、引継書により所有者の方へ可動堰を引き渡されておりますのが根拠でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 言われることは分かりますが、そのものは、実際に引継書というのは何という書面で、いつの時期にそれをされて、私が今書いているのは協定書、あるいは契約書、あるいは覚書というふうに書いておりましたが、何によって引継ぎがされたということで成立をしたというふうに言い切れるのかをお示し願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほども申しましたように、引継引受書で、井堰の代表者の方、広島県、その当時芸北地域事務所であれば芸北地域事務所長、加計土木事務所であれば加計土木事務所長、安芸太田支所であれば安芸太田支所長と、あとは北広島町長であったり、千代田町長であったりしてはいますが、三者で契約書というか、引継引受書を押印されております。それが根拠でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それは何というタイトルの書類ですか。それと第何条の何という文言によって、引き渡しされたということになるわけですか。そこをお示してください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 第何条の何項ということは書いてございません。可動堰一式、可動制御室及びポンプその他もろもろの施設一式を書いてあるものとして引継ぎされております。もともと申しますように、堰自体は、河川内の工作物であります。その堰はどなたのためのもので、何のために設置されてあるのかというのは明白でありますから、社会通念上、条文がないからといって、所有者の方というか、占有者の方が井堰の水利組合の方でないということにはならないと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 18の堰の方たちに集まっていただいて、一様に、その堰は誰のものであるかということがまず第一番に出されて、その根拠たるは、何かの書き物がなければ、その話は前に進まんでしようという話であります。まず、その条文を見て、はっきり3月の議会では、そのように言われたわけですから、何ををもってということは明らかにしてもらわにやいけない。先ほど、管理棟というのか、あるいは操作室というのか知りませんが、空気を膨らませるという建物がありますが、そこには確かに土地の登記がされておいて、その場所も明確になっておりますが、井堰については何も、今言われた、確たるものがないわけです。つくった施主は広島県ですよ。それを引き継ぎますというでも引継書が明確なものがないじゃないですか。そこをもう一度詳しくお伝えください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 各補償工事を行いました井堰の代表者の方の署名、先ほど申しました、広島県の各その当時の施工を行いました発注者の事務所長、それから当時の千代田町長もしくは北広島町長、三者の協議の押印をもって、引継引受書が三者にもってありますので、それ以上のことはないと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それは井堰の川の中にあるものではなくて、それを膨らませたりするコンプレッサーを中に入れている建物であったり、その土地であったり、あるいは、それを設置するについて、土地家屋調査士の費用であったり、登記料であったりというのは、書面の中に表示されておりますけれども、可動堰については何ら、ここがその文章の言いたいところですよというのはないわけですが、そのところをなかなか抜き切らにや前に進まれないんですが、現在、今の18の井堰の代表者の方に集まっていただいた時に、ある可動堰が設置されている所の方がお話をされたのに、地域の話合いの中で、固定堰を設置してほしいという希望出されましたが可動堰になってしまいました。広島県の制定している河川改修マニュアルによるものだというふうに思わざるを得んだけども、事実はどうでしょうかという質問がありましたが、それにはどう答えられますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 広島県の河川改修マニュアル、3月議会でもご答弁させていただいたように、河川改修マニュアルに沿って、防災上の観点、経済性の観点、操作性の観点から、ご了承いただいて、移設協議が整った後、補償工事を行った。そういうことでございます。

- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 私もその事実については、はっきり言い切ることができないかもしれませんが、18の井堰の中の参加された方が、長老の方から聞かれたことを私らのほうに伝えていただいたんだと思いますけども、いずれにしても、可動堰のほうに関わっていかざるを得なかったということでありました。もう一つ、17のゴム堰と1つの鋼板堰でありますけれども、それもやはり広島県が関わってきたんだろうかなと思いますけども、18の井堰全ては広島県が広島県の費用で建築したものであるかどうかお尋ねします。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 河川改修工事に伴う補償工事でありますので、費用は補償内容として広島県が負担されております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） もう一度もとに戻りますけども、協定書なり契約書なり覚書なり三者で結んだものもあるかもしれません。二者の場合もあるかもしれませんという言い方でありましたが、何というタイトルの書類なんですか、それは。言いたい書類は。そこだけははっきり。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 何回も申しておりますとおり、引継引受書というタイトルでございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） もう一度お願いします。ゆっくり。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 引継引受書でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） これは、18の井堰でもいいんかもしれませんが、全てに引継引受書というのはあるんですね。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 補償工事で行った場合、協議書、引継引受書、それから補償金の内容を示した金額を示したもの、3つの書類があるはずでございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） それぞれの代表の方に来ていただいて、いろいろな書類も見せていただいて、貯金通帳も見せていただいてというふうなこともしてきましたけども、私はまだ引継引受書たるものを見てないんですけども、確かに、それは全ての井堰にあるんですね。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） あるはずでございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 損益の関係の補償契約書というのは何ぼか見ましたけれども、あるんですね、建設課には。私が見てないだけなんですね。今の話でいけば。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 時間の関係上、全てを確認しておるわけではございませんが、江の川、それから冠川に関しては確認しております。その経緯をもって、補償工事として移設協議をされているわけですから、何らかの形で、その他の工事に関しても引渡書であるとか、仮設道についてもそういったことをされておりますので、ないはずはございません。しかしながら、も

しなかったとしても、堰について、かなりの年数において、井堰の受益者の方々が、特定の受益者の方々が農業用水利を得るために、その堰を使用されている。他の方は使用できないわけでございますから、それをもってしても、協議書がないからといって、我々の所有物ではないというふうなご意見にはならないと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私が見させていただいている契約書には、電気代もかかるし、いろいろな経費もかかるから、その経費部分について、あるいは建物の、先ほども言いましたように、ある経費も含めてというのは存じております。そこから先は、今、引継引受書というのがあるということですから、またこれは建設課長にそのものを見せていただいて、先ほど志路原川については触れておられませんでしたけども、江の川と冠川にはあるという言い方だったんで、志路原川はどうなのかなということもお聞きしたいということと、もともと井堰、ゴム風船でありますけども、そのものは一般的に動産ですか、不動産ですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 動産か不動産かというご質問でございますけども、明治29年法律第89号の民法の第86条に、不動産及び動産の条文があります。土地及びその定着物は不動産とするというのが第1項です。そのことによれば、土地の定着物である可動堰は不動産であると言えると思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 不動産であるというふうに解釈できるということであれば、不動産登記、所有権がついていなくてはならないのではないですか。特に行政が関わっているのに所有権がないものがそこに存在をする。それは慣行水利権がということ、いくら言われたにしても誰のものなのか、施主は広島県であります。そのものが出来上がって維持管理、空気が抜けたら空気を膨らますよという、そういう維持管理のほうの作業は、地元の水利の方にお任せをされたというのわかりますが、そこから先、そのものの井堰、不動産に所有権がないわけですから、仮に水利の方たちが権利があるというふうに言われるとするならば、保険に入ろうか思っても、誰のものか分からぬのに保険にも入れん、保険会社にも私も問合せをしましたが、それは無理ですよ、入ることはできませんよという答えでありますから、そこを明確にしてもらえないと次に進まれんわけであります。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に所有権を登記される場合は、第三者に対抗するために不動産登記をされる場合がほとんどでございます。不動産登記法の第2条の第1項では、土地または建物が不動産と定義されておりますので、可動堰そのものは登記対象不動産ではありませんが、ゴム堰には、可動堰操作室という建物があります。民法の第87条第1項では、物の所有者がそのものの常用に供するため、自己の所有に属する他のものをこれに附属させたときは、その附属させたものを従物とするというのがあります。また、同条の第2項では、従物は、主物の処分に従うと定められております。可動堰操作室を主物とし、可動堰を従物とみなせば不動産登記は可能ではないかと解釈できますが、基本的に、先ほどから申しましたように、慣行水利権を行使するために、その堰を利用されている方が果たして第三者として、どなたに対抗されるのか、そういったことがない限り、所有権登記をされる必要もないはずですので、どなたに対抗されるのか、逆にお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 不動産だというふうに言われるのであれば、第三者に対抗でき得る、誰にも侵害されない権利をそこにつけなければ誰のものか分からんわけでありまして。売ることもできん、譲渡することも売却することもできないというものでありますし、その必要はないだろうというふうな言われ方がされますが、自動車に乗る時に、車検証には使用者であるとか所有者であるとかというのを明確にされております。それによって、保険に入ったりすることができますが、そのどちらもなかったら自動車に乗ることもできないわけでありまして、そういうふうな一定のルールがありますし、家を家主さんと店子さんが借ります貸しますというような関係もやはり第三者に対抗し得る何か登記なり、契約書なりがないと誰のものか、何に基づいて、家賃を払うんかということだって明確にならんわけですよ。それが長い歴史の中で、もう使ってもらってるんだし、維持管理をしようってんじゃないか、お宅たちのほうで、それが耐用年数が過ぎて穴が開いたりすれば、自分たちで、その修繕費も含めて何とかせにやいけんでしようというふうにずうっと言われてきたような気がします。1億円もするような、それこそ半永久的な施設であるならまだしも、必ず更新をしなければならぬ施設のものを、今まで使ってたものがたまたま固定堰から可動堰になったんだから、それは当然、お宅らの責任でやってくださいというふうに言われるのが3月の議会でありましたが、1億円もするようなものを9戸か10戸の受益者が何で負担できますか。そういうふうな社会的なあつてはならないようなことを行政が関わって、あえてまたそのことを分かり切ってるじゃないかというふうな言い方ではないにしても、言われるというのは、私は、今日この放送が流れよるとすれば、かなりの皆さんが、梅尾さんは、いつ一般質問するんやというふうな何人かからも聞きましたから、本当に考えてみてくれ、あれだけのお金がわしらに払えると思ってるんや、県にしても町にしてもという世界ですよ。人間じゃないじゃないかと、考えてみんさいやというような話であります。ここまで一気に言いましたけども、社会的に見て、この町で、例えば農業しようか言うて続けよう思っても、今の状況じゃ、ここにおられる誰だって、1世帯で1000万円払いなさい言うたら、百姓続けられますか。考えてみてください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に議員おっしゃられるとおりでであると思うところもございまして、基本的に行政である以上、また農業用施設の施設維持、修繕、改修については、受益者の負担が原則でございまして。現実的にどのようにしていくかということについては、5月の千代田地域の行政区長会でも出席者の方から、ゴム堰のことについて、ご要望、ご質問がございました。その時において、現実的に将来世代にわたって、人口減少や高齢化による受益面積、受益者の変動を見据えて、地域の未来の営農体系をどのようにしていけるか受益者の皆さん方で考えていただき、負担が可能な方法を探っていかなければいけないのではないかと提議をさせていただいております。現実的に少数の戸数で多大な費用を負担するというのは現実的ではない。そうであるならば、受益者を増やす、もしくは受益面積を増やす、強いて言えば、整理統合していただいて、上流堰へ統合するなり、または、地域の地形やその他もろもろいろんな水利等の状況もございまして、農地が減少するならば必要な水量というのにも限られてくるわけですから、河川からあえて取水するべきものなのか、そうでないものなのか、これは固定堰もそうもございまして、各堰については同様な課題であると認識しております。様々な地域、今も現在、その堰の方々にはできるだけ受益地であるとか、各水路の位置とか

流れとかというのを状況を提出していただいて、様々な角度から検討は重ねていかなければいけないことだと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） これから先、それぞれの井堰の状況を見ながら、できるだけ行政からのアドバイスやいろいろなできる施策を考えてみようというふうに、今提案、逆に提案されたんだろうというふうに思うわけですが、3月の時にも私言ったかも分かりませんが、有田の巧屋井手では、ゴム引きの布製がパンクをして、パンクをしているというときはここではないんですね、もう既に3つぐらいはパンクをして、膨らませて、また自然に自然に空気が抜けてということの繰り返しで、この春の水を取水するときに、どんな状況なのかなということで、非常に危機感を持っておられたわけでありまして、巧屋井手については、20年から30年の耐用年数ですが、40年たつわけですが、よう持つってですねというふうに、その専門の丸島産業は言われたそうでありまして、どちらにしても、先ほどから言っておりますように、磨耗が進んで、必ずその井堰は更新をしていかななくてはならないというものであります。それが更新をしなくてもいいものであるのならこういうことは起こらんわけですが、それが現実的に更新をする。その時期がいつかは来る。そのときに1億かかろうが何ぼかかろうがという部分について、それ全部が全部を受益者に負担をしてくださいということではないというふうにはニュアンス的には伝わってきますけれども、それにしても、そのものを維持管理の部分についてはいいわけですが、どうもはっきりと引継引受書というのを私も見ていませんから、本当にあるのかどうなのかというのは、これが終わった後に課長に見せてもらおうというふうには思いますが、今の状況が、これから先、その井堰井堰で努力をして、どの道を選ぶのがいいのかということもあるだろうと思います。全く受益者負担がゼロよということを私も言うわけではないんですが、これまでの経過をそれぞれの井堰の人たちが十分に、課長が言うように思いを引き受けて関わってきたのかといたら、そういうことが見て取れんから、私はあえて聞きよるわけです。一つ二つの所が、それはそうは言うても、わしらのほうで負担せにゃいけないのよと言うてきとってのは役場と直接関わったり、県の職員さんと話をした結果のやりとりの中で、そうは言うても、うちのほうも何ぼか見にゃいけないのでというようなことを理解をして、これまで直してきたということがあるんだろうと思います。これから先もそのところは、うまく引き継がれとらんその井堰のグループが悪いんだということには私はならんのだろうと思いますが、そのところはいかがお考えですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） いろんな経緯、それから引継ぎ等があると思いますが、そもそも慣行水利権、水の権利として利用し、収益を、赤字黒字は別にしても、収益を上げていらっしゃる。それがまた、特定の受益者の方に限定されているという施設でございますので、受益者の方の所有物であろうがなかろうが、使用されている方々の受益者の方々の負担は原理原則としてあります。ただし、それは適用できる補助事業によって、町の分担金徴収条例では2割にはなっておりますけれども、9割が国、県、町の補助で、1割という土地改良施設の維持管理適正化事業というのもありますけれども、これ、事業採択における要件というのは、今回詳細は省かせていただきますが、適用できるところと適用できないところがあると思っております。それから中四国農政局のほうから、もう一つ、農業用水路の長寿命化、防災減災事業という2つの事業併せて該当するのではなかろうかということで、今、調査研究を進めております。併せて、

先ほども申したように、それぞれの水路の受益者の方々の受益地の減少によっては必要な水量がまた変わってきておりますし、そういったことも併せて、様々な観点から、いろんな状況を考えて、皆様方にご理解いただけるような事業で改修できればと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先ほどの答弁の回答の中で、どのような取水施設であっても受益者の負担は要るんですよということがありました。その中の一つには、例えば堤等もそれに入るんだろうと思いますが、堤等については、私は所有権がついとる思うんです。今の河川の中にある井堰には所有権、使用権、登記がないんですよ。それと一緒にしてもらっちゃ困るがなど、私は思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 梅尾議員のおっしゃられている堤については、確かに、国土調査によって、池湖沼とかいう名称で、土地の名称、地目名というのは登記されているということなのですが、堤そのものについて、所有権登記がされているというのは聞いておりません。もしあれば、お教えいただきたい。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのこのところは、しっかり私も研究をしていくということしておりますけども、今、私が思っているのは、19全部で可動堰はあると思ってるんですが、その1つは、今、可動されていない蔵迫地区のが1つ加わって19になるというふうに思ってるんですが、それは、それなりの理由があって、上がったまま、もう下ろさないというのみみたいでありますけども、いずれにしても、どこかの井堰とどこかの井堰をくっつけてみたり、あるいは、そのこの水のこぼれ水をこっちに乘せてみたりということで、今19ある井堰を幾らか、また形を変えていくということも一つの考え方ではあると思いますし、あるいは農業用水を入れる必要がなくなるような地域にするということも、ひょっとすれば考えられるのかもしれないと。それにつけても、当面164haある田んぼをゼロにするというわけでもありませんし、できるわけありませんから、当面、そこそこの井堰の一つ一つの努力ではなくて、これから先、2つを1つにする、あるいは、先ほど言いましたこぼれ水を何とか使えるというふうなことも含めて、考えながら、大型のポンプを町のほうで購入をして貸し出すというふうなことを考えることはできんですか。お聞きをします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今初めてご提案していただいた案件でございますので、検討させていただきます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今初めて提案してもらったと言うても、私は事前に通告している文の中に、はっきり文章で書いてあるんですよ。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） すみません、水中ポンプ、仮設の水中ポンプの設置を求めたいというふうに書いてありましたので、町が購入して設置を考えてくれと言われたのは、今初めてだと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） どうも、私が言うのが非常に過激なのか、それとも受け取る側が意固地なの

か、よく分かりませんが、県やら町と協議をしてという書き方をしておるわけですから、そのようなことにはなりません。それは今後考えていこうということで協議してもらえばいいんですが、また、今度は9月ですから、9月には、この質問を続けさせてもらおうというふうには思うわけでありますが、そういうことで建設課長いいですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどから申しておりますように、その必要な箇所の受益地面積によって、必要な水量がある程度想定されますので、必要である箇所についての受益面積等、ある程度の条件を提示していただかないと、どれだけのポンプの大きさが要るのかとか、そのために、その仮設協議で、県のほうとも協議しなくてははいけませんし、ご支援することはもう当然でございますので、そういったところで、ある程度の諸条件は、やっぱり地域の方々の皆様から、私どもも調査してまいりますけども、申し訳ありませんが、ご協力していただかなければできないところも、検討もできないところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解しました。個々にわたっての条件をそろえながら、頼みたいということも含めて協議をしたいというふうに思います。今度11番目でありますけども、有田の鋼製ゲート、これは設置をされて48年が経過をしておりますけども、これも多分町のほうにも、今の状況じゃ困るんだということ、あるいは、県のほうにもその話はいってるというふうに思いますが、今の段階で、これはどのような方向になっていきそうなのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 有田の鋼製ゲート、48年が経過して、もう動かなくなって、固定堰のように堰を上げられているという状況は把握しております。そのような状況になった時に、相談をされて、多額の費用が要するというので、現状のままというふうに地元の方がご理解していただいているということは聞いておりますけども、議員おっしゃられるとおり、可動堰でありますので、可動堰でないといけないとは思っております。ただし、今日のご質問の中でもあったように、下流との統合とか整理とか、そういったことも併せて検討させていただきたいので、施設管理者の方々とか下流区域の受益者の方々と協議する場を設けさせていただいて、今後の方向性については、いろいろ協議させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 時間がもうほとんどありませんから、町長のほうに聞く前に、もう一度確認だけしておきますが、引継引受書というものは、この議会が終わって後にその書面を見せてもらうことができますね。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい、確認させていただいているものについては、そうです。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をしました。私が仮に間違った考え方というか、聞き取りをしていたということであれば、9月の議会のやりとりの仕方というのも当然変わってくるわけでありまして、いずれにしても、この町には、千代田地域をはじめ非常にゴム堰が多いと。一つのはやり、ブームだったのかなというぐらい、災害復旧するのに、この工法がいいという部分もあったのかもしれませんけども、他の地域に比べても、今日初めて出していただいた、全国で3886か

所もあるのよという、そこまであるとは思っていませんでしたが、どちらにしても、この全てが将来的には更新をせにゃならん、その物であります。50年も、100年も150年も持つものではないというのははっきりしているわけでありますから、そのことになった時に、どこの状況も大変だろうというふうに思うわけであります。そこで、繰り返し繰り返し発言をしておりますが、この辺で町長に今の状況、3月の議会でも同じことを言うたような気がしますから、非常に大変な状況であるというのは間違いないという受け止めはしてもらっていると思えますが、本当にこの金額は、少なくなった受益者が負担できる金額だというふうには思えないわけですが、町長、全体的な思いとして、どうお考えになりますか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この可動堰、ゴム堰については、大きな課題だというふうに認識をしております。防災減災の面から考えますと、やはり固定堰でなく可動堰でないと、なかなか難しいだろうというふうに思っています。そうは言いますが、先ほども担当課長のほうからありましたように、先般5月に開催した行政区長会、千代田地域会場においても、いろいろな要望なり意見等出していただきました。今、国や県とも協議を進めているところではありますけども、今後の営農形態や次世代へ引き継ぐ農業用施設については、現在のそれぞれの可動堰をそのまま修繕して使っていくということは困難であるというふうに思っております。先ほども少し出しましたけども、流域ごとに一番上流部にある堰にまとめることはできないかとか、防災減災の観点から、優位な補助事業等がないかとか、いろいろ幅広く検討していきたいというふうに思っています。できるだけ理想とするような、防災減災にもつながるし、水利権も、今までどおりの水利権ということにはならないと思えますけども、見直しも必要だろうと思えます。農家の方も減ってる場合も結構あると思えますし、そういったところも含めて、どれだけの面積本当に必要なかというところも加味しながら、どうあるべきかというものを案を作るべきだというふうに思っています。そうしたものを土台にしてもらいながら、できるだけ早く方向性を出していきたいと思えますし、関係者の皆さんとも協議をさせていただいて、最終的な案を作っていけたらというふうに思っているところであります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 19の堰の中でもいろいろと急がにゃいけん分の堰もありますし、いやいや、うちらは割とゴムの厚みもあるし、そんなに、今の急なことではないが、将来的には、どういう状況になるのかというのは分かったというようなこともあります。そこそこの急がにゃならん所から、行政といろいろと知恵を借りながら、地理的なもの、あるいは水の流れを全体的に見て研究しながら、できることをしていくということで、町長のほうから返してもらったんだろうというふうに思えますから、そういう状況で、今後協議会をつくるかも分かりませんし、いろいろな陳情とか違う動きをするということもあるかもしれませんが、そこら辺の知恵も含めて、またしっかりと協議していきたいというふうに思って、これで今回の質問。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この事業については、町が全てやっていくということにはならないと思えます。受益者の方だけでも難しいと思っておりますし、いろいろ協議をしながら進めていかなければならないと思っておりますので、その辺はご協力のほどもよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのように私も思っていますし、事を荒立てようということではなくて、基

本のところがまず知りたかったということで、先ほどの書類は見させていただいて再検討するというにしたいというふうに思います。終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。15時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 51分 休憩

午後 3時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員の発言を許します。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。さきに通告しております2つの項目についてお伺いします。まず、1点目です。北広島町におけるDX戦略の進捗は、についてです。デジタル化に向けた取組として、令和2年12月に策定された自治体DX推進計画により、自治体におけるDX推進体制の構築や重点取組事項などが示されました。また、令和3年2月には、デジタル改革関連法案が国会に提出され、同年5月に成立しました。その後もデジタル社会の実現に向けた重点計画の閣議決定や自治体DX推進手順書などが策定され、6月7日には、デジタル田園都市国家構想基本方針案が閣議決定されました。ここ北広島町においては、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画や、デジタル・ガバメント実行計画の閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針2020でのデジタル促進などを受け、令和3年4月に北広島町行政サービスDX戦略を策定、同年5月に北広島町デジタル町民ファースト宣言を公表し、全ての町民が豊かに暮らすことを目標に据え、8つの挑戦を掲げられています。さて、デジタル化においては、最近DXという言葉をよく聞きます。AIやICT、クラウドなど、デジタルに関する様々な言葉がありますので、整理のためにも、まず、このDXというものについて説明いただきたいと思います。そこで質問します。北広島町にとって、DXとはどういうことを意味するのか、分かりやすく説明をいただきたい。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） DX、デジタル・トランスフォーメーションとは、一般的にはICT、すなわち情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念を意味しています。北広島町では、ウイズコロナ時代における様々な変化を変革の契機と捉え、多様化する地域の課題や町民の皆様の困り事にデジタル技術などを積極的に活用することにより、新たな行政サービスや業務のさらなる効率化を図り、町民の皆さんの暮らしを便利で豊かにすることを目指して取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今ご説明いただいたように、効率化、更なるサービスを目指すためにデジタル技術を浸透させることで生活をよりよいものにする。また、既存の価値観や枠組みを覆すような革新的なイノベーションを起こすともされています。それでは、先ほど触れた北広島町

行政サービスDX戦略に話を戻します。なお、この戦略については、期間を令和5年3月、来年の3月までとし、国や社会の動向により随時見直すとしています。期間まであと9か月ありますが、1年経過した現在の進捗状況や今後の取組等について確認します。それでは、個別取組に従って質問します。重点課題1、押印、書面、対面業務の見直しについてです。目指す姿として、町民の申請手続の簡素化や非対面でのサービスを促進するとなっており、押印の見直しや電子決済システムの導入によるペーパーレス化や文書保管等を掲げられています。そこで質問します。取り扱う書類のうち、押印廃止はどのぐらい進んだのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在、町から国や県、関係機関へ申請する書類や窓口で町民の方が証明書などを取得される際の申請書類においては押印廃止が進んでいます。今後も引き続き、廃止可能な事務などの抽出や検討、関連例規の改正など行っていく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 進んでいるものもあれば、今後変えていくこともあるということで、まだできていない書類、押印の廃止ができていない書類で、主なものというのはどういったのがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町が補助金を支出する際の補助金交付申請書であったりとかいうものについては、まだ押印を求めているものが多く存在しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それも最終的には、廃止目指していくという考えでいいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 廃止が可能かどうかも含めまして、整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それとペーパーレスの効果も上げられています。ペーパーレスの効果として、どのぐらいの枚数及び費用の削減ができたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和3年度に電子決済システムの導入は行いましたが、昨年8月の大水害の対応や新型コロナ対策事業等々業務の煩雑、混乱を招くおそれが心配されたことから、現在まで本格運用には至っておりません。本年度中に関係例規の改正や職員等への研修を行いまして、本格運用へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。ペーパーの削減効果につきましては、計画段階で、年間約18万6900枚の削減効果を見込んでおりました。加えて業務の効率化や見直しを図ることによりまして、限られた人材を真に住民との対話や協働が必要な業務へ注力していくことを目指してまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ただ、目標は変えることなく取り組んでいくと。費用の削減と質問に書いてるんですが、このあたりは数字は出てるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 18万6900枚というものは、あくまでも想定上の数字ですので、これが前後することはあろうかと思えますけれども、費用としては、約43万円程度の用紙代の節

約につながるものと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。では、次の質問に移ります。重点課題2、手続のオンライン化による窓口での待ち時間短縮、混雑緩和についてです。目指す姿として、オンライン化により24時間365日止まらないサービスの実現へ向け挑戦するとなっており、マイナンバーカードの活用によるワンストップサービスの実現や電子申請システムなどの導入による24時間365日のオンライン申請を掲げられています。そこで質問します。マイナンバーカードの普及率は、またマイナンバーカードの使用により、どのようなサービスの向上ができているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードの普及率は、令和4年4月末現在で39.7%です。サービスの向上については、転出時にマイナンバーカードを持って手続されれば、転出証明書の発行を省略できます。転入時はマイナンバーカードを持参すれば転入手続きができます。また、医療保険証とひもづけることで保険証としても利用ができます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、現在オンライン申請が可能になっているものは何でしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在、児童手当現況届や妊娠届など、先ほど議員ご指摘のとおり、マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスによりまして、対応が可能となっております。また、昨年度以降、新型コロナワクチン接種の予約につきまして、SNS連携によりオンラインで受付を行いましたけども、多くの町民の方々にご活用いただき、大変便利になったところのご意見をいただいております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、オンラインでの申請、大変助かる面も多いと思います。では、さらなる普及やオンライン申請に向けての今後の課題や取組といったのは、どのようなことが挙げられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 先ほどもございましたように、まだ、4割にも満たないマイナンバーカードの取得率でございますので、これをさらに引き上げる必要があると思っております。それからシステム的なことにつきましては、乗り遅れないように構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 以前、コンビニでの書類発行といたら、機械の設置に費用とかかかるといことなんですが、最近では、LINE等での書類申請もできるようになっているというふうに聞いてます。そのあたりは対応していくのか、今しているのであれば、これからどのように広げていくのか。そのあたりをお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） いろんな届けとか申請書類なんか、まだホームページ上でPDFであったり、ワードとかエクセルの状態での利活用にとどまっているものもありますので、そういったことから、さらに発展的にオンライン申請できるものは取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） オンラインではやっていくということで、機器の設置は難しいと考えていますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 例えば税の証明書であったり、住民届、戸籍の関係のコンビニ交付等がよく取り上げられますけども、やはり利用の数、圧倒的な利用者の数が相当数ないと費用対効果が出てこないといったところがございます。それから、それらを利用される方は、都市圏に住まわれておる、もともとの町出身の方が利便を最大限に効果が発揮できるということでございまして、そもそもコンビニの数も限られている中山間地である本町にとりましては、なかなか一気に取り組んでいくということは、ちょっとハードルが高いものと捉えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 費用対効果で考えると厳しいということで、LINEとか、そういったアプリケーションで対応できるものにどんどん進めていただけたらと思います。次に移ります。重要課題3、キャッシュレス決済の導入についてです。目指す姿として、手数料や利用料の支払いがキャッシュレスでできる環境をつくるようになっており、窓口精算時のキャッシュレス環境の構築を掲げられています。そこで質問します。現在のキャッシュレス決済の利用率は。また、どのような場面でキャッシュレス決済を行っているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町独自での利用率などについてのデータはございませんけども、全国での利用率は約29.7%（2020年経済産業省調べ）と報告されております。本町でのキャッシュレスサービスの普及促進に際しましては、コロナ禍による飲食業や町内小売業などの支援、町内消費の拡大を喫緊の課題として取り組み、これまで2回の地域活性化キャンペーンに取り組んでまいりました。キャンペーン中は、多くの町民の方々に町内対象店舗でご利用いただき、コロナ禍における地域活性化、町内消費の拡大や経済対策へつなげることができたと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ある程度効果があったということで、それではキャッシュレス決済で可能な決済サービスというのは何があるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在の行政サービスにおきましては、町税の納付、それから水道料金の支払いなどでキャッシュレス決済をご利用いただいております。引き続き、公共施設や他の公共サービスなどの利用料などへの導入も考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 引き続き、その導入拡大を目指すということで、今答弁の中にもありましたが、さらなる普及に向けて、また課題とか、今後もっとこういうこと取り組むよと、今重なったこともあると思うんですけど、それ以外で、もしあれば、課題とかあればお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 様々課題はあると思います。導入に係る初期費用でございましたり、決済手数料の関係もございましょう。それから歳入になりますので、QRコードで決済をして、

それらがどこの歳入の科目に納められるかというところもそれぞれ歳入にも色がついており  
ますので、そこら辺の仕分けのそういったシステム的なところもあるように伺っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） まだまだ課題は多いですが、さらなる取組も進めていくという認識でいい  
ですか。それでは次の質問に移ります。重要課題4、アプリケーションツールを活用した行政  
サービスの提供についてです。目指す姿として、アプリケーションツールによるタイムリーな  
情報発信や手続きができる仕組みを構築するとなっており、チャットボットとの連携によるア  
プリケーション上での問合せや相談、行政情報発信アプリによる情報配信等を掲げられていま  
す。そこで質問します。現在、チャットボットはどのような場面で使用されているのでしょうか。  
また、その使用によりどのような効果があったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 本町では、令和4年3月から町公式ホームページ及び公式LINEにチ  
ャットボット機能を導入しております。この機能は、町民の皆さんや利用者からの問合せ、質  
問に対しまして、AIが最適な回答へと導くものでございます。導入効果としましては、休日、  
夜間など閉庁時の対応が可能な点、役場への電話による問合せ等の件数の削減を図ることを目  
的としております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その一応計画した効果は表れると認識でいいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） AIチャットボットですけども、毎日のようにご利用いただいております  
して、夜間もまああの履歴があるんですけども、日中、お昼前ぐらい一番訪問数は多いと思  
っております。まだまだ、AIに質問するというか、回答する幅を広げていけるようにしたい  
と思っております。今ですとコロナのことの相談でございますとか、観光のことでございま  
すとか、事業者支援のことでございまして、そういったところの質問、相談とかが多いよう  
に見受けられます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。それではLINEなどの情報発信アプリの登録者数はどの  
ぐらいでしょうか。また、それによる効果もお知らせください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 5月末現在で、町の公式LINEが4250人、行政情報配信アプリが  
2635人の方にご登録をいただいております。SNSでの情報配信は、災害情報や行政情報  
を屋外や移動中であってもプッシュ型でタイムリーに送信、收受できるという大きなメリッ  
トがございます。また、スポーツやイベント、観光などの北広島町の旬な情報を町内外問わず多  
くの方に文字情報だけでなく、映像や画像を添えてお伝えしていくことができることが魅力だ  
と考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ちょっとこれは難しいかもしれませんが、どのぐらい加入者を目指してい  
くのか、また、それに向けたさらなる普及に向けての課題、また、今後の取組についてお伺い  
します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

- 総務課長（川手秀則） 当初の目的、令和3年度末の目標は、2つ合わせて6000人ということ掲げておりましたので、それは若干クリアをしておるんですけども、さらなる上積みをしていきたいんですけども、専門家による検証では、この人口規模のこの中山間地にあっては、ほぼほぼもう頭打ちに近いんじゃないかというようなことも指摘を受けておりますので、それを打破すべく、もう少し努力を重ねてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 目標はいつてるといことなんですが、やはり便利なので、できる限り進めていつていただいて、情報難民が出ないようになしていただけたらと思ひます。次の課題にいきます。重点課題5、RPA、AIの実証及び導入についてです。目指す姿として、デジタル技術の活用により行政業務の無駄を削るとなっており、RPA導入やAI議事録作成、庁内向けFAQ用AIチャットボットの導入等を掲げられています。そこで質問します。RPA、これはPC上で行う業務をロボットで自動化することと定義されていますが、これで行う具体的な業務内容はどのようなものがあるのでしょうか。また、RPAの導入は、当初の計画に比べてどのくらい進んでいるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 現在のところはRPAの導入には至っておらず、それぞれのおおののシステムによって業務を進めているところでございます。RPAで行う作業については、規則的なデータを用いたデータ処理業務が中心になってくるものと想定をしております。全国的に多くの先行導入事例などございますけども、本町での事務量や導入コスト、その効果や必要性に見合ったものになるかどうか、十分に検討行つて導入を進めてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 今お答えいただきましたが、RPAが計画に比べて進んでいない、これはどういつた理由から進んでないのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） そのRPAに委ねるといつますか、RPAで中心的に業務処理ができる業務の抽出がまだ具体的に進んでいないというところでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） RPAは導入すると結構時間を削減できるというふうになつてるので、結構チームをつくつて頑張つていかないと、来年の3月が一応期限となつてんですけど、間に合わないんじゃないかなと思ひんですけど、そのあたりはどうお考えでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 関係する課とも連携する必要がございますので、総務課DXチームだけでは、なかなか実現困難と考えておりますので、いろんな課と連携をして進めてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 業務改善のためにも頑張つて進めていただきたいと思ひます。AIによる議事録作成やFAQ用AIチャットボットの導入及び運用の進捗はどのようになつていてでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） AI議事録作成ツールにつきましては、今年度試験的に導入を進めてお

りまして、対面での会議録作成はもちろん、オンライン会議などでも文字起こしについて試験運用を行っております。AIチャットボットについては、先ほども答弁しましたとおり、現在は、町民の皆さんや利用者の方からの問合せの対応をメインとして運用しておりますけども、将来的には、庁舎内で行政サービスを提供する際の業務のマニュアルとしての利活用も視野に入れてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それらは、次のことが重要なことにつながると思うんですけど、これらRPAやAIの導入により、どのぐらいの職員の業務内容の改善や時間外の削減につながったんでしょうか。ただし、今回コロナとかがあったので、その対応での時間外対応は除いてもらって構わないです。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現状ではRPAの導入も、先ほど申し上げましたように、至っておりません。新規ソリューションの導入や大規模なシステム改修など行っておりませんので、業務改善効果の測定や人件費の削減などの効果検証まではできていない状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今はできてないということなんですが、これ、やはりやっていかないといけないことなので、そのあたりは、いつぐらいというのは難しいかもしれないんですけど、きちんと目標決めて取り組んでいくということを伺いたいんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） いろんな新しい機器とかシステムとかを導入しても、すぐに、じゃああくる日から効果が出るかというところは、なかなか慣れのところもございますので、ある程度中長期的に見ていかないとというふうには思っておりますけども、だんだん職員数も限られておりますので、一人にかかる負担というのは、どうしても増してきておる状況がございますので、いきなり時間外の削減に直結するかというところは、なかなか一概には言えないところがありますので、そこら辺も、どこをゴールにして目指すのかということも含めて慎重に検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） いろいろな将来問題があるでしょうけど、今、働き方改革ということで、個人の生活も大事にしようという流れですので、これは、ただしっかり取り組んで、やはり時間外業務とか、そういった削減を目指していくという認識で受けてていいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員ご指摘のとおり、働き方改革ということで、仕事と家庭、地域との調和を図っていくことというのは大事ですし、何よりも健康を第一に考えていかなければいけませんので、こういったRPAとかAIの導入に限らず、職員の時間外の削減というのは、もう数値目標を持って、これとは別に随時取り組んでおりますので、そこは曲げないようにしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） しっかりと取組を進めていただけたらと思います。次に移ります。重点課題6、リモートワークやオンライン会議の促進についてです。目指す姿として、新たな生活様

式に対応した働き方に役場が率先して取り組むとなっており、オンライン会議環境の充実や在宅勤務制度の構築、職員の出勤率削減や産休・育休・病休などへのフォローアップを掲げられています。そこで質問します。オンライン会議や在宅勤務の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ここ最近では、対面形式での会議も徐々に復活傾向にございますけども、コロナ禍をきっかけとしたオンラインでの会議、セミナー等がすっかり定着しております。職員の在宅勤務につきましては、基礎自治体としての業務内容でありましたり、情報セキュリティの関係、勤怠管理などの観点から、全ての職員を対象に進めていくということは困難ではありますが、コロナ禍において登庁が困難となった職員について、これまで実施してきております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 実施しているということで、一応この用紙には、到達目標として、職員の出勤率の削減というのは掲げられています。この目標は達成できたのでしょうか。また、この目標、これからも、もうちょっとパーセント上げて継続されるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 出勤率の削減については、コロナ禍を背景に業務の内容にもよるんですけども、5割、あるいは3割の削減を職場ごとに目標掲げ、可能な限り取り組んでまいりました。けども、達成状況については、そもそもの現況であります新型コロナ対応、それから昨年の8月豪雨災害の業務などの多忙のためにほとんどの職場で達成できていない状況だと考えております。リモートワーク場所といたしまして、支所などの会議室を有効活用して、分散勤務に取り組んでおりまして、いつ押し寄せるか分からない第7波、第8波に備えるために、これからも可能な限り活用してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 目標の達成は難しかったということなんですが、これからも達成に向けて取り組まれるということで、また分散勤務もされるということで、これからも継続していくということです。それでは、各種の休暇を取った場合のフォローアップの体制は整ったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 職員が新型コロナに感染した場合でありましたり、濃厚接触者となった場合、また、ワクチン接種による副反応が生じた場合など、職員の職務上の取扱いや体制につきましては、国や県などからの通知を踏まえて、適切に周知、運用を図ってきたところです。フォローアップが必要な場合につきましては、その体制について、所属と人事担当部署におきまして、緊密に連携を取りながら最適な方策を見いだせるように努めております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それを目指して取り組まれるということで、コロナ禍が落ちついても、こういった状況はオンラインとか、そういったのは広がっていくと思うので、それに向けて、日々研究とか、そういうのを重ねて取り組まれると、こちらも考えていいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） コロナ禍の収束が見通せない中、新たな生活様式ということで、生活もですし、働き方についても、必ずしも職場に出勤して働くだけが働き方ではないというような

考え方も浸透してきておりますので、ただ、先ほども申し上げましたように、基礎自治体としてのどうしても出勤しないと業務ができない、例えば基幹系システムであれば、その端末を操作するしかやりようがないということで、それを家庭内に持ち込むということはもう絶対できませんので、そういったところは、どうしても対応が不向きなところもございますので、できるところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） できるできないはあるでしょうから、できるところからということで、理解しておきます。次にいきます。重要課題7です。デジタル普及員制度の構築についてです。目指す姿として、町民が等しくデジタルサービスを享受できるようサポートを行うとなっております。デジタル普及員の配置や外部デジタル人材の活用、人事評価項目への適用を掲げられています。そこで質問します。目標としていた人員の配置やデジタル人材の活用はできたのでしょうか。また、それにより町民、住民の方にどのような利点があったのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） デジタル普及員というところまでは、ちょっとたどりついてないんですけども、まちづくりセンター及び各地域づくりセンターの職員がデジタル支援員といたしまして、高齢者などへのスマホの使い方などを支援する窓口体制を整えております。これは、スマホの操作やデジタル情報の取得が困難な町民の皆さんが気軽に問合せや相談をすることができる身近な環境を整備していくことを目的として取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） スマホの使い方、非常にいいと思います。これ普及員というのは、まだということなんですが、やはりこれは今後も継続して配置を目指していくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 普及員というふうに呼べるほどのスキルを今の支援員が身につけていけるようにサポートもしてまいりたいと思いますし、なかなか支援員から普及員になるまでのスキルアップがそれぞれ力量もあると思いますので、そこら辺を見極めながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、この人事評価項目への適用とは、どのようなことを指すのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） DX推進に向けましては、組織として、全ての職員が共通の認識を持って、自分事として捉えて取り組んでいくことが重要でありますので、自らが従事しております業務や行政サービスにおいて、デジタル技術を導入したら、どういった改善が図れるかと、さらなるサービス向上の可能性はないのかというようなところを自分事として検討してもらうために人事評価項目の中に共通項目として盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これ評価というのは、誰がどのように行うとかがもう決まっていますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 所属の職員については所属長、それから所属長につきましては副町長とといったようなこと、この人事評価の考査を行う者は決められております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そういった共通認識でデジタル化を進めていくためにどうすればいいか、考える人を評価していくということで認識しておきます。次です。重要課題8、FTTHを活用した新たなサービスの創造についてです。目指す姿として、FTTH、光ケーブルネットワークをベースとして、新たなデジタルサービスを展開するとなっており、GIGAスクールによるタブレット端末の整備やワークショップの開催、オンライン学習交流の充実などを掲げられています。そこで質問します。GIGAスクールの実施状況は。また、利用者や保護者、教員からの評価はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町で整備をしましたGIGAスクール端末の実施状況でございますが、事業におけるグループ学習や調べ学習、ドリル学習、各種のアンケート、コロナによる出席停止児童宅とのオンライン授業、全校長会のオンライン開催など、各小中学校とも積極的に活用しています。児童生徒の評価として、楽しい、分かりやすい、自分のペースでできるなど、興味と意欲を持ち、高学年ほど自然に使いこなしている状況が見られます。保護者の方にも活用状況を参観日で見させていただいたり、ホームページで公開することや、出席停止中における家庭での活用などの中で、好意的な受け止めをしていただいております。教職員からの評価も、学習ソフトが有効、学びの記録が残り、個別指導ができる。ノートや教材を簡単にデジタル化することができ、学習の効率化を図ることができる。1人1台端末で落ち着いて取り組めるなど、積極的に活用する中で効果を実感されています。GIGAスクール2年目を迎え、順調な運用が図られているという評価をしておりますが、児童生徒、また教職員間で活用のスキルに多少の個人差が見られることもあります。教職員にはICT活用の充実を図る研修や指導主事による訪問指導を通してスキルの向上に努め、児童生徒に対して、引き続き丁寧な指導により、ICT能力の向上、主体的な学びの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 課題も聞こうと思いましたが、今そういった課題も上げられたので、では次の質問にいきます。暮らしDX実現へ向けたワークショップの開催も掲げられていますが、これはできたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 暮らしDX実現へ向けた調査研究や検討につきましては、行政だけではなく、IT関連企業や大学などの研究機関などの連携や助言により進めていくことが効果的であることから、近年進めております包括連携協定等に基づき、庁内通信環境の構築やスマート農業、ヘルスケアなどの分野について現在調査研究を進めておるところでございます。時期を捉えまして、身近な課題解決へ向けてのワークショップなど開催できればよいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 学び塾との連携とありますが、具体的にはどのようなことを行っているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） デジタルデバイド対策、いわゆるデジタル技術の活用が苦手な方への対応といたしまして、学び塾との連携も視野には入れておりますけれども、現在は、総務省からの

要請によりまして、携帯ショップ等が高齢者などを対象にした教室を町内で頻繁に開催しており、多くの町民の方に参加をしていただいております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、そういった民間の力を活用するという事で、今後、F T T Hも活用したさらなるサービスとして、どのようなことが期待できるでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 北広島町F T T H化事業による光超高速通信網の整備によりまして、町内の各ご家庭での通信環境が格段に向上することはもちろんですが、令和4年度においても、通信環境の整備を行った光通信網を基盤といたしまして、公共施設や避難所へのフリーW i - F i スポットの再構築でありましたり、スマート農業、自動灌水装置などへの実証実験などに取り組んでまいります。また、医療や福祉、子育て、交通、教育、観光など、あらゆる分野で通信網の活用策について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 様々な医療含めて、分野で協力してやっていくということを期待しています。近年、政府は、業務の効率化、共有化やシステム導入の費用削減に向け、自治体の基幹システムのプラットフォーム統一を示されています。そこで質問します。北広島町では、業務基幹システムの統一化へ向けてどのように対応していくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在、北広島町は、ガバメントクラウドへの移行に向けまして、県内6市町で共同利用しております広島県自治体クラウドに参加しておりますけれども、現在、この組織内において検討を始めておられます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広島県内でされているということで、これは基本、最終的には、全国のそういった基準に見合うのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 国では、令和7年度末までに全ての自治体においてガバメントクラウドを運用していくということを掲げておりますけれども、若干、タイムスケジュールには疑問符がつくところではあるんですが、今、北広島町が加入をしております広島県自治体クラウド、ほかな5市町と共同運用しておりますけれども、そこで、ガバメントクラウドに適したシステム構築を検討を進めておられるということでございまして、それがすなわちガバメントクラウドに移行して、より無駄のないものになっていくんだろうというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、デジタル田園都市国家構想基本方針案が提出され、デジタル田園都市に向けて取組が進んでいくことが予想されます。そこで質問します。デジタル田園都市に向けて、どのような準備や取組をしていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 内閣府やデジタル庁が進めておりますデジタル田園都市国家構想のコンセプトは、地方が抱える課題をデジタルの実装を通じて解決し、地域の特性を生かした地方活性化を推進することにより、全ての人々がメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現していくことでありまして、さきに答弁を行ってまいりました本町のD X推進、行政サービスD X戦略

やデジタル町民ファースト宣言と目指す姿は一緒であろうというふうに考えております。先ほども申しあげましたけども、北広島町におきましても、令和4年度は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用いたしまして、町内通信環境のさらなる向上を図り、都市との格差是正や地方の活性化、豊かさが実感できる持続可能な社会の実現へと向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。デジタル化とは、それ自体が目標ではなく、よりよいサービスを提供していくための手段です。先ほど職員の業務改善や時間外削減などについて伺いましたが、デジタル化に伴って住民サービスや窓口対応がよりよくなるとは意味がありません。そこで質問します。業務改善等により、窓口対応や電話対応に割く時間、それから地域へ出向く機会が増えるなど、サービス向上につながっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 多様化する住民ニーズや高度化・専門化する業務に対しまして、限られた人材で対応していくためにデジタル化は大変有効ではありますが、実感できるほどに現在サービス向上につながっているかどうかは、はかりかねるところでございます。議員ご質問のとおり、戦略に掲げている行政サービスのデジタル化、AIの導入やRPAの導入などによりまして、業務の効率化や経費削減、省力化により窓口対応の充実でありましたり、住民との対話の機会の増大を図り、将来的には協働のまちづくり推進や行政サービスの向上へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 引き続き、そこに向かって取り組んでいただきたいと思います。では、このデジタル化を進めていく中で、役場を利用する利用者の方から上がっている声はあるのでしょうか。また、それに対する対応は、どのようにされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ことさら特定のサービスについてご意見を頂戴しているわけではございませんけども、先ほど申しあげましたように、新型コロナワクチン接種予約のように、SNS連携で、割と簡単に予約ができたというようなことで、利用者の利便性向上に直結する取組については、多くの方々に便利になったねというふうにご意見をいただいております。このように、これからも身近に便利さを実感してもらえるようなサービスから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 先日、議員有志と執行部の関係者で、議会用タブレットの視察を行いました。導入に向けた本格的な議論はこれからですが、世界がデジタル化を積極的に進めている中、議会も率先して取り組まなければならない事項といえます。そこで質問します。進めていくには予算の確保が必要です。また、内容は行政側が作成するため、執行部の体制というのが重要となりますが、どのように取り組まれるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議会タブレット導入は、DXはもとより、国を挙げて脱炭素を目指すべきこれからの時代の要請でもあるというふうに考えております。とは言いましても、導入がお互いにとって業務改善や負担の軽減につながり、かつ、費用対効果の見込める事業にならな

ればならないというふうに考えております。タブレット導入、真に必要なソリューションや機能を見極めながら、限られた予算の中でも整備効果の高い事業内容となりますように、議員の皆様、議会事務局、財政部局、情報電算の部局等とも連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 導入に向けて、こちら準備をすれば、積極的な姿勢で導入に取り組んでいくと、こちらは受け取ってもいいのでしょうか。また、来年度ぐらいの気持ちでおられるのかどうか、そのあたりお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） この場で、私がそれを明言することはなかなか重たいところではございますけれども、そういったところを目指していきたいと、努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） もちろんこちら協力しますので、一緒に取り組んで、効率化を目指していきたいと思います。日進月歩で技術というのは進化していきます。地方自治体が最先端についていくことは簡単ではありませんが、町民生活の福祉や利便性向上、そして行政サービスのさらなる充実に向けて、しっかりと進めていきたいと思います。次の質問に移ります。公共料金の値上げはあるのかです。新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴う需要の増加、アメリカとの金利の差による円安、ロシアによるウクライア侵攻など、様々な要因により、原材料や燃料などの資源が高騰しています。もちろん政府としても原油への補助金増やサプライチェーンの見直しなど、様々な対策を施していますが、なかなか有効な手だてがないのが現状ではないのでしょうか。大企業の一部では賃金が上昇しているところもありますが、多くの中小企業や年金生活者は所得が増えず、生活は苦しくなっています。また、各自治体においても厳しい財政状況になっていると思われれます。なお、原材料や燃料費高騰への影響は広範囲に及びますので、全てを質問するのは難しいです。ですので、今回は主に公共料金や行政が負担する料金についてお伺いします。それでは質問します。新電力の会社が相次いで倒産して、次の契約ができず、問題になっています。北広島町の公共施設における電気契約の内容はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 電力の自由化によりまして、電力会社を自由に選択できるようになりましたが、本町の公共施設におけます電気につきましては、契約内容についてを交渉した結果、引き続き中国電力株式会社と契約を締結しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その契約というのは、上限とかがある料金設定の契約なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 契約内容につきましては、施設ごとにそれぞれのおのおのあるんですけども、基本的には、使う電力量によりまして、基本料金プラス使用量というところで算出という形の契約というふうに認識しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） たしか中国電力とかは、メニューで、上限があるメニューとかを使ってる

ところもあると聞いたんですけど、そういったのは町内の公共施設ではないと認識していいですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） すみません、ちょっと細かい契約内容確認しておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では質問変えまして、今電気代というのが高騰していますが、北広島町の公共施設における電気代などの燃料費は、例年よりどのぐらい上がっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和2年度と3年度を比較しましたところ、電気代につきましては約900万円、約11%の増加でございました。特に令和3年度11月分からの増加が目立っているというふうな状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、900万円、11%ということなのですが、大体金額というのは、もし伺いしてよければ、お答えいただくことは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和2年度が電気料金が8324万2885円、令和3年度が9233万5700円です。差引で909万2839円ということで、約900万円というお答えをさせていただきました。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） かなり900万円に近い値上げということで、大幅に上昇してると思うんですが、これ対策難しいと思うんですが、今後それについて、使用料等値上げするなどの検討をされていくのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 現状、値上がりがずっと続いている状況なんで、どういった対策が打てるかというところについては、現在思案中でございますが、当面我々ができることといえば、節電をしてくださいとか、できる限りのところでやってくださいというところで、節約を図っていくところと、あと契約の関係では、ちょっと今のところ、有効な手段というのは思い当たりませんので、もし何かあれば、そういったところでの検討もしていけるかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） とりあえずは節約を図ると、またできることをしていくというようなことなんですが、使用料等の値上げとかは、すぐには難しいということで、今後の検討材料という認識でよろしいですか、再度質問しますが、節約を図っていくということなんですが、将来的には、使用料等とかの値上げに踏み込むこともあるのか、ないのか、検討されるのかどうか、そのあたりを。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 現在のところでは、ちょっと何ともお答えできない状況かと思えます。いずれにしても、今状況的に、ずっと公共料金、電気代の部分だけで言っても上がっている状況でございますので、そういったことも勘案しまして、また今後考えていかなければいけな

いかなというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 現状ではなかなか難しいということで、上水とか下水の話に移るんですけど、そういった施設の運用にも電気や燃料が必要になります。どのぐらいの影響が見込まれているんでしょうか。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 上下水道施設の主な動力源につきましては電力となっておりますので、電気料金の影響額でお答えをさせていただきます。令和3年度の水道事業における電気料金は、総額で2265万2472円、下水道事業につきましては、農業集落排水も含めて、総額で5279万6619円となっております。この金額を電力使用料で割り戻しますと、1kW当たり約22円となります。同じように、令和2年度の電気料金を電力使用料で割り戻すと約20円となることから、昨今の国際情勢による資源高騰による影響は約10%、令和2年度末と比較して約10%アップ、金額ベースで言いますと、年間で水道事業が約197万7000円、下水道事業が485万5000円の影響を受けていると考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） かなりの額の影響出ているということで、これは大幅にプラス出ているということで、先ほどの質問と一緒になんですが、これまた使用料の値上げとか、そういったのは検討されていくんでしょうか。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） このたびの電気料金高騰によることで、上下水道料金の料金即値上げということは考えておりませんが、水道事業、それから下水道事業ともに受益者の皆様の使用料、それから一般会計からの繰入れで事業が成り立っているということでありますから、経営状況を見極めながら、将来的には必要に応じて料金改定をする必要があるというふうを考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その他、路線バスやデマンドタクシーとか、そういうのも燃料代が上がっていると思うんですけど、そのような状況はどうなっているのでしょうか。これは、新聞報道によると、府中町は燃料高騰を受けて10月よりコミュニティーバスの値上げを行ったということを知っていますので、こういったことが北広島町でも起こるのか、そういったことをお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） ロシアによるウクライナ侵攻が始まった令和4年2月以降、町内の路線バス、ホープタクシーの燃料代は上昇しております。令和4年1月とウクライナ侵攻後の3月の燃料代を比較すると、約1割程度燃料代の上昇がありました。あと値上げにつきましては、現時点では、燃料代の上昇による運賃の値上げについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では、先ほどの前からの質問にも少しかぶるんですが、そしたら、一応公共施設の値上げもとりにあはずは考えてないと。それから、燃料費の高騰のタクシーとか、そういった分も考えてないということで、そういった差額は、こういったところからどうなるん

でしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 基本的に路線バスやデマンドタクシーへの運営につきましては補助金をあてがって運営していただいております。収支を見て差額が当然出てくれば、それを補助金で補うという考え方からすれば、燃料代が高騰すれば、当然収支が悪くなるという考え方になりますので、補助金で補填ということになるかと思えます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 公共施設の方はどのようなになるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 公共料金の値上げにつきましては、かかった費用についての何割、恐らく条例で決まっているという形でやらせていただいておりますので、まず、その改定というのを考えていかなきゃいけないということであれば、値段が上がったのでというのは一つの要素にはなるんですが、それだけで早急に上げるということは、まだ現状では考えておりませんが、恐らくそういったことも議論に入れながら、話はさせていただかないといけないかなとは思っております。それとすみません、先ほどの公共の契約の内容で、上限額を設けているかどうかということなんですが、上限額は設けておりません。基本料金プラスかかった費用というところで支払いをしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それではバスとかの燃料は、補助金で補填と。公共施設については、一般財、そうした払うのが多くなるという認識でよろしいですかね。そしたら次の質問にいきます。職員が車を使用していますが、そういった職員が使用する公用車の燃料代も上がっていると思われれます。現状はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 職員が使用します公用車の燃料代なんですが、燃料代単独でということでは集計はしておりませんが、灯油代、施設の灯油代、これも含めての集計ということでさせていただいております。令和2年度と3年度の比較では約340万円の増加ということ、これも令和3年度11月あたりからの増加というのが顕著になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これは上がるのは仕方ないんですが、そしたら、高騰しているということで、できる限り乗り合わせて使用したりとか、近場は自転車で行くとか、そういった運用はされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 確かにコロナ禍になりまして、公用車、出張とかが減ったのは事実なんですけれども、基本、本町は面積が広いということがありまして、どうしても保健課のほうは車で移動せざるを得ない状況というのはどうしてもございますので、ちょっとそこに制約かけるのは非常に難しいかなというところはあります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） なかなかこの対策は難しいと思いますので、これ以上は聞きません。続いてです。食材費も高騰しています。学校給食の食材購入費はどのような状況になっているのでしょうか。

- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校給食食材購入、野菜や牛乳、パンなど実際に値上がりしている状況でございます。献立の変更や食材のまとめ買いをするなどの対応により値上げは行っておりません。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 大幅な赤字になりそうなんですか。その赤字になりそうな時は、これ以上もし上がって、その時は学校給食費が上がったりとか、そういったことが予想されるんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 値上げということは、非常に大きな判断になるかと思うんですけども、現在、国が打ち出しております地方創生臨時交付金の対応、そういったところで対応できればというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 一応この臨時交付金を活用して、できる限り上げない方向で頑張ると認識していいですか。はい、分かりました。その他、例えば窓口での書類代など、行政が利用者などから徴収する料金で、原材料や燃料の高騰により価格の上昇が懸念されるものはあるでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 町が利用者などから徴収しております手数料や使用料については、条例に基づき徴収しているものです。行政が負担する電気料や燃料代に連動するような料金体系の仕組みではございません。また、手数料の中には、戸籍の事務に関する事項など、政令で定められておるものがございます。町独自には決められないものもあるということでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） そういった書類代とか行政からの分は基本的には値上げはないと、認識しておきます。さて、昨年的一般質問で、脱炭素への取組や災害時の対策として、避難所や公共施設への再生可能エネルギー設備の設置について質問しました。その時は検討するとの回答でしたが、このように燃料費などの変動が大きいと再生可能エネルギーの設置を増やすことは環境面だけでなく、財政面でも助かると思われれます。そこで質問します。公共施設等への再生可能エネルギー設置を計画的に進めていくべきではないでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 避難所や公共施設などへの再生可能エネルギー設備の導入は、平時の光熱費の軽減に資するほか、蓄電池などと組み合わせて大規模災害時の独立電源としての活用が見込めるため、積極的に導入を検討すべきものと認識しております。本町では、今年度、2050年温室効果ガスの実質排出ゼロ、カーボンニュートラルと言われてはいますが、これを目標とするゼロカーボンシティを宣言し、その実現に向けた施策を検討するため、庁舎内チームを立ち上げています。議員ご質問の公共施設部についても、このチームの中で、公共施設等総合管理計画などの町の方針や外部有識者の意見を踏まえながら、カーボンニュートラルに向けた取組を検討してまいります。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） そのゼロカーボンシティ、これに取り組むということなんですが、これは

前回12月と思うんですが、その時には脱炭素の質問時には出てきませんでした。これはいつ頃から計画をされたんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） ゼロカーボンシティのことは、今年度に入ってから計画をしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今年度に入って計画されたということで、大変いいことですので。国は、脱炭素への先行地域に財政支援することにしており、近隣では、島根県の邑南町が選定されています。また最近では松江市も中国電力及び山陰合同銀行と一緒に取り組むとありました。北広島町も脱炭素先行地域として取り組み、国の交付金の獲得を目指していく考えはあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 脱炭素、先行地域については、今庁舎内チームを立ち上げておりますので、その中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 町内は広くて、資源も多いと思います。これは交付金を獲得目指して、前向きな姿勢で検討すると受け取っていいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 現時点では、ちょっと前向きな方向でというのは、なかなか言いづらいんですけども、その辺も含め、また庁舎内チームのほうで考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ぜひ検討してみてください。エネルギーの地産地消や地域経済の循環、地域の脱炭素を目指し、自治体が出資する新電力も増えていると聞きます。そこで質問します。北広島町もこのような新電力への取組をしていく考えはあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 自治体が出資する自治体新電力は、地域内の公共施設や事業者、個人への電力小売事業によって得られた収益を保健、福祉や交通、環境などの地域課題の解決に再投資することなどを目的として設立され、資金や資源を地域内で循環し、活力を高める取組として注目されております。一方、議員ご指摘のとおり、さきの新電力事業者の倒産に見られるように、電力小売事業は、燃料費や購入電力料、送電線の使用料などの固定的な経費が多い上、既存事業者との価格競争もあって非常に利幅の少ない事業でもあると認識しております。自治体新電力につきましても、重要な施策候補の一つとして先進事例などを含めて、メリット、デメリットを検討し、取組の可否を判断してまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 先ほど言われたように、メリットもあればデメリットもあると私も伺っています。やはり、このような状況見ていると、資源を生かした取組というのは大変重要ですし、やはりそれに取り組んでいかないと、ちょっと外国でとか金利の面で何かあった時に、かなり痛手を負いますので、やはり調査研究、そして取り組めるところは先行して取り組んでいく、そういう姿勢は必要だと思います。このほかにも様々な悪影響が生じています。やはりエネルギーや食材など生活に欠かせないものはできる限り地産地消を目指していくことが重要になってくると考えられます。広大な面積を誇る北広島町は、潜在能力、これが非常に高いと思いますの

で、様々な機関と連携をして、地域資源の発掘に取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで服部議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日15日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き、一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 16分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~